

第 2 回

快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会

日時：平成 1 8 年 1 2 月 2 0 日（水）

場所：家電会館 5 階会議室

社団法人 畜産技術協会

J L T A

午前10時01分 開会

1. 開 会

田谷専務 おはようございます。ただいまから、第2回目の「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」を開催いたします。

2. 挨拶

田谷専務 早速でございますが、事務局を代表いたしまして、社団法人畜産技術協会の山下から一言御挨拶申し上げます。

山下会長 おはようございます。委員の先生方におかれましては、年末の本当に押し詰まったこの日に、大変お忙しい中を、しかもまた早朝にお見えをいただきまして本当にありがとうございます。

この勉強会でございますが、8月に第1回の勉強会を立ち上げて進めていただいておりますわけでございますが、2回目ということでございます。それで、今回は前回御質問が出たようなことも含めまして、前回は多分に当局側からの状況の説明だとか資料の説明というのが非常に多うございまして、十分な御議論をしていただく、御意見をいただく時間がなかったというように思っております。そういうことで今回は説明も若干ございますけれども、委員の皆様方から御意見をいただく時間を十分とって進めてまいりたいというように思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

簡単でございますが、2回目でございますので、挨拶はこのぐらいで終わりにいたします。よろしく願い申し上げます。

田谷専務 続きまして、農林水産省生産局畜産部の畜産振興課生産技術室長酒井様より、御挨拶をちょうだいします。

酒井室長 生産技術室を担当しております酒井でございます。委員の皆様方におかれましては、年末の御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど山下会長の方からお話がありましたように、第2回目ということで、1回目に例えばアメリカについての情報が不足しておりましたのでその追加、あとアンケートということで、関係者に御努力をいただきまして、消費者のアンケートを整理してみました。

さらに、日本で生産者がどういう飼い方をしているかという概要をつかむために、各農政局、都道府県あるいは生産者の方々、関係者に大変な御努力をいただきまして、状況をつかむためのアンケートも実施をさせていただいております。本日はそういうデータをさらにお示しをした中で、会長が申し上げましたように、議論を深めていただきたいと考えております。

今年度3月に第3回目を開催する予定をしておりますが、そのときには、勉強をした結果をペーパーにまとめて世の中に出していくということを考えたいと思ひまして、それに向けての議論を深めていただければ大変ありがたいと思ひます。限られた時間でございますけれども、活発な意見交換をよろしく願ひします。

出欠確認

田谷専務 それでは、委員の皆様の御出欠を確認させていただきます。本日は、松木委員が所用のため御欠席されております。その他の委員の皆様には、御出席をいただいております。

また、本日も各関係省庁から御出席をいただいておりますが、農林水産省においては10月に人事異動がございまして、生産局畜産振興課の担当補佐花立補佐から原補佐に替わっております。また消費安全局動物衛生課のOIEの担当補佐が、前間補佐から安宅補佐にそれぞれ替わっております。

配付資料確認

田谷専務 それでは、本日、配付しております資料の確認をさせていただきます。

まずお手元に1枚物がございまして、議事次第、それから委員名簿、座席表がございませぬ。

あとは、資料が2つのタイプがございまして、1つの資料、配付資料、5種類ございまして、一覧表をお付けしておりますので、資料番号とあわせて御確認願ひします。

資料1は、「米国におけるアニマルウェルフェアの概要」でございます。

資料2は、「実態調査の結果について、(消費者アンケート結果)の概要」です。

資料3は、「実態調査の結果について(生産者アンケート結果)の概要」でございます。

資料4は、「第1回勉強会における委員発言要旨」でございます。

資料5は、「家畜のアニマルウェルフェアに関する論点整理(案)」でございます。

また、資料では参考資料を7種類用意いたしております。参考資料1ですが、「米国の畜産における動物福祉の動向について」

参考資料2は、「全米鶏卵生産者組合採卵鶏飼育ガイドライン」でございます。

参考資料3は、「養豚ケアハンドブック(全米豚肉委員会)」でございます。

参考資料4は、「家畜の人道的取り扱いについて」で、これは、アメリカのアリゾナ州の農業法改正の概要でございます。

参考資料5は、「Animal welfare global issues , trends and challenges」O I Eの概要でございます。

参考資料6は、「消費者はいかに家畜の福祉の向上のための経費を負担しようとしているか - 欧州連合の家畜福祉意識調査の報告から - 」でございます。

参考資料7、これはちょっと前のですが、E C 獣医科学委員会のレポートの概要でございます。

以上でございますが、不足している資料、または資料の落丁がございましたら、事務局までお申しつけお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。座長、お願いします。

3 . 議 事

信國座長 それでは、議事に入りたいと思います。ここから私の方で進行していきたいと思えます。

まず、この勉強会の運営方法の基本的な事項につきまして、前回も冒頭お諮りいたしましたけれども、もう一度事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

木村部長 事務局の方から、勉強会の基本的な事項についてまずお話しさせていただきます。この「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」でございますけれども、基本的には会議は公開しております。会議議事録につきましても、発言者名をつけてインターネットの畜産技術協会のホームページ上で公開いたします。検討会の運営につきまして、以上でございます。

信國座長 それでは、議事に沿って進めたいと思います。先ほどちょっとお話がござい

ましたけれども、今日の全体の時間のスケジュールでございますが、議事次第にも書いてありますように、12時から12時45分お昼の休憩をとりますが、その前までに少なくとも全部の説明は終えていただいて、できれば午前中でも少し議論ができる程度には進めたいと思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

(1) 海外における現状について～アメリカを中心に～

信國座長 それでは、まず「海外における現状について～アメリカを中心に～」について、農水省の方から説明お願いいたします。

原補佐 それでは、資料1に基づいて御説明させていただきます。前回の勉強会におきまして、OIEとかEUについての説明をさせていただきました。その時に、アメリカ等の情報についても整理すべきというようなことで御発言をいただきまして、現在集まっている情報について用意させていただいたところでございます。

資料1にその概要をまとめております。アメリカにつきましては、断片的な情報しか集まってこないの、1つにまとまったようなものというのはなかなか見つからなくて、それらについて1つ1つ説明させていただきたいと思っております。

アメリカにおきましては、家畜福祉に関する取り組みについては、アメリカ国内においてもEU同様関心は非常に高まっている。しかしながら、連邦議会においては依然として法案の作成について余り熱心な支持は得られていないというような状況でございます。しかしながら、関連業界の方からの自主的なガイドラインの導入といったような形で取り組みが非常に進んできている。これは後ほどまた御説明いたしますけれども、1980年代ぐらいから、徐々にですがその取り組みが続いてきているといったようなところでございます。

まず最初に、連邦レベルでの取り組みということなのですが、そこに3つ書いてあります。1906年に制定された28時間法、58年の人道的なと畜に関する法律、そして66年の動物福祉法ということで、それぞれ概要を御説明しておりますし、あと詳細につきましては参考資料1の方を見ていただきたいと思いますけれども、28時間法につきましては、「人道的」という言葉の厳格さについて不足が指摘されていたり、あるいはと畜に関しましても、家禽が含まれていないといったようなこと。また動物福祉法については、これこそ家畜が除外されているといったようなことのようにございます。このため、

それらをカバーするような動きで、関連業界の自主的なガイドラインというのが推し進められているといったところが状況ではないかと思えます。

州レベルでの取り組みにつきまして、これも連邦レベルのものに追随した形で取り組まれているのですけれども、州独自の主な取り組みとして、カリフォルニア州を含む一部の州で、家禽について的人道的なと畜についての規則、あとフロリダとかアリゾナ州、そういったところで、つい最近ですけれども妊娠豚であるとか食用子牛について、人道的に取り扱うために、繋留についての罰則を伴う法律、そういったものが制定されているといったようなことで、州レベルでは少し動きがあるといったようなところでございます。

裏の2ページ目を見ていただきたいのですけれども、関係業界による自主的な取り組みにつきまして、そこにわかっている範囲内でまとめさせていただいております。

(1)の全米鶏卵生産者組合によるガイドラインの制定ということで、これは多分にEUを意識した形でまとめられたようなところがございまして、EUの従来のケージ飼育の禁止に関する、EUが策定しておりますけれども、こちらの組合において、自らが科学的根拠に沿った基準を作成するというので、これは1980年代からこういうガイドラインを作っておったわけなのですけれども、99年に改めて科学的諮問委員会というのを設立しまして、その後2000年にガイドラインを公表している。主な内容につきましては、そのの から に挙げているような内容でまとめられております。

この特徴の1つとして、USDAであるとかFDA、そういったものの認証を得て、登録を受けてその認証マークを付けるといった、そういったことができることになっております。そしてまたこのガイドラインについては、ほとんどのスーパーマーケットが要請してきているというようなことから、約80%の農村の生産者がこのガイドラインに参加しているということでございます。

それで、参考資料2に、これは2004年版なのですけれども、これは少しずつ科学的に積み上げられた知見を受けて更新していくというような形で、2006年まで進んでいるといったところでございます。

そのほかの生産者団体の取り組みとしまして、養豚につきましては、全米養豚生産者委員会、あと全米豚肉ボード、そちらの方からそれぞれ取り組みが行われていまして、参考資料3の方に、その中の今手に入っている「養豚ケアハンドブック」、養豚飼養ハンドブックと書いていますけれども、正確には「SWINE CARE HANDBOOK」ということで、豚の飼養管理であるとか飼養環境、そういったものについてきめ細かく指針が与えられて

いるといったような内容になっております。

そのほか、全米肉牛生産者であるとか全米養鶏協会、そちらの方でも取り組みが行われているということです。

そのほか、非常に有名なアメリカマクドナルドの自主基準、そういったような取り組みというのは、今かなりアメリカの方で進んでいるといったような状況でございます。

アメリカにつきましては、大体以上です。

そのほか、あと参考資料4の方に、人道的な取り扱い、アリゾナ州の改正の概要を、プレスリリースとともにオフィシャルで出されているものを用意しております。

それと、今回アメリカとはちょっと関係ないのですが、OIEの資料で参考資料5で、「Animal welfare global issues, trends and challenges」という資料もそこに入れておまして、これについても現在その内容を確認しているところでございます、一応目次のところだけとりあえず紹介させていただいております。以上でございます。

信國座長 ありがとうございます。今OIEの話が出ましたので、引き続きOIEの最近の動きにつきまして、安宅課長補佐から、お話しいただきたいと思っております。

安宅課長補佐 OIEではの方の動きといたしましては、昨年の総会までの間に、アニマルウェルフェアのガイドラインを5種類ほど作成しております。まず動物の輸送に関するガイドライン、こちらは陸上輸送、海上輸送と航空輸送に分かれております。それから、食用のための動物のと畜に関するガイドライン、疾病コントロールのための動物の殺処分に関するガイドラインということで全部で5種類。これらの概要につきましては、前回のこの会議でご説明していると思われまます。

今年度の動きといたしましては、水産関係でアニマルウェルフェアに関する新たなガイドラインの策定にむけた動きが見られますが、家畜のガイドラインについて大きな動きは今のところ見られません。しかしながら、特にヨーロッパ諸国を中心に、家畜の飼養管理についてのガイドラインの策定に積極的な国々があるとも伺っておりますので、今後の動向には十分注意が必要であるというふうに認識をしているところでございます。

信國座長 ありがとうございます。

では、ここまでの説明につきまして御質問ございましたら出していただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。前回では、アメリカの情報もという発言はどなたでしたですかね。竹延委員。大体この程度のものによろしかったでしょうか。

竹延委員 はい、ありがとうございます。

(2) 我が国の現状について～実態把握調査等より～

信國座長 それでは、次に進めていきたいと思えます。次の議題でございますが、「我が国の現状について～実態把握調査等より～」ということで、まず消費者のアンケート結果につきまして、畜産技術協会の方から御説明をお願いいたします。

木村部長 資料2と資料3、まず資料2でございますけれども、これを少しまとめまして。パワーポイントで説明させていただきたいと思えます。

(パワーポイント映写、以下場面が変わるごとにP)と表示)

P) 目的は、我が国の一般消費者のアニマルウェルフェアに関する認識調査及び購買行動等について意識調査を行いました。調査の場所につきましては、今年の10月15日に、東京食肉市場まつり、食肉フェアがございまして、これは2日間で、品川の東京食肉市場というのがございまして、約2万人弱の方が2日間でやってこられました。そこで、畜産技術協会が、新技術の普及推進のための展示を行いまして、受精卵クローン牛肉の試食をしております。そこに来た方に半日間だけ消費者の調査を行いました。

もう1つは、福島県の白河の西郷村にあります家畜改良センターで、ふれあい祭りというのがございまして。その両方の会場に来た方に調査をいたしまして、570人の方に調査をしたということでございます。

P) 消費者の方にアンケートしましたら、結構動物愛護に関心があった消費者が多く、82%の方が、関心がありますという答えでした。

P) それから、動物愛護と聞いて思い浮かべる動物は何ですか、2つまで教えてくださいといたしまして、動物愛護に関する関心の有無にかかわらず、動物愛護と聞いてペットや展示動物を浮かべる人が多く、残念ながら牛や豚などの家畜を思い浮かべる人は全体で6%。動物愛護に関心がある人でも7%。関心がない方は3%ということでございました。

P) では、「日常、お肉や卵を買うときに重視することは何ですか」と、2つまで回答してくださいということでお願いいたしましたら、生産地とか賞味期限、価格、安全安心とか、そちらの方に関心がございまして、家畜の飼い方に関心があったという方は非常に少なく、全体で2%、動物愛護に関心があった人でも、飼い方は1%。動物愛護に関心がない方は2%と、非常に低いということでございます。

P) 参考資料6についておりますけれども、EUの加盟国で約2万5,000人の方に面接による調査を行った「欧州連合の家畜福祉意識調査」と比較してみました。調査項目が違いますので直接比較はできないのですが、EUの関係では「家畜福祉を意識しながら食肉を購入した頻度について」というのを聞きましたところ、ほとんどいつも意識しているという方が17%、時々意識している方が26%、両方合わせて43%の方が意識をしている。ただ、32%の方は意識をしていないというアンケート結果も出ています。ここで4%の方は、肉を買わないというベジタリアンの方がいらっしゃいました。これがEUの調査でございます。

P) ここでヨーロッパの事例ですが、あなたはどちらの卵を買いますかということですが、Aの卵として衛生管理・空調設備の整った環境のケージで飼われる鶏、これは1パック200円。そしてBの卵として、自由に動き回れるよう土の上で放し飼いされている鶏の産んだ卵、これは1パック350円ということで、どちらを買いますかという質問をさせていただきました。ほぼ半数の回答者、全体の49%ですが、1パック200円の卵を買うと答えております。動物愛護に関心がある方が、動物愛護に関心がない方よりも、1パック350円の方を買うという傾向が強いということが出ております。

P) これも調査項目は違いますけれども、先ほど言いました欧州連合の「家畜福祉意識調査」と比較しまして、鶏卵の生産システムについて、購買するときに家畜福祉を意識しますか、どういうものを買いますかということ聞いております。これも欧州の方では、ケージ飼いの方が11%、放し飼いが38%、愛護型ケージが5%、屋内平飼いが10%というふうになっております。卵を買わないという方が8%。これはEUではスポンターニアスと言うのですか、そういう名前と呼ぶのだそうですけれども、そういう方が8%いらっしゃいました。ただ生産システムを気にしないという方も18%いるということでございます。日本と比較すると、結構おもしろいと結果だと思います。

P) 家畜を飼う産業で、あなたは何を大切にしたらよいと思いますかということ聞いております。全体では価格と家畜の快適さのバランスが大切という方が74%ですが、価格が高くなっても家畜の快適さを大切にすべきという方が19%いました。1パック200円の卵を買う回答者では、家畜の快適性よりも、価格を重視する意識が高いということでございます。1パック350円の卵を買う回答者は、価格が高くなっても家畜の快適さを大切にすべきという意識が高いのだと思います。価格が高くなっても家畜の快適性を大切にすべきという意見は、1パック200円の卵を買う回答者が12%、1パッ

ク 350 円を買う回答者が 33%と開いております。

P) EUの方で、また意識調査で、生産された鶏卵を購入する時に、家畜の快適でやさしい生産システムで生産された鶏卵を購入するために価格を上積みする意識を聞いております。全くないという意見の方が 34%ありますけれども、5%の価格の上積みをしてもいいという方が 25%、10%の価格の上積みをしてもいいという方が 21%、25%の価格の上積みをしてもいいという方が 7%、25%以上の価格の上積みをしてもいいという方が 4%。価格の上積みしてもいいという方が全体で約 57%いました。日本の方で、価格が高くなっても家畜の快適さを大切にすべきという 19%と比較するとおもしろい結果だと思っております。

P) 全体を総括しますと、動物愛護に関心のある消費者は多く、全体の 82%。「動物愛護」から思い浮かべる動物は、やはりペットや展示動物を思い浮かべる人が多く、家畜を思い浮かべる人は少なかったということがございます。

日常肉や卵を買う時に重視していることは、鮮度、消費期限、価格、安全安心であって、家畜の飼い方への関心は薄かった。

それから、購買意識に関する設問では、ほぼ半数の回答者が、1パック 200 円の安い方の卵を買うと答えておられました。動物愛護に関心のある回答者は、動物愛護に関心がない回答者に比べて、放し飼いされた卵の 1パック 350 円を買うという回答が多くなっております。大半の回答者 74%が、家畜を飼う産業では価格と家畜の快適さのバランスが大切であるという答えになっています。

P) 設問の後に、意見を書いていただいたものをまとめたものです。

畜産物に関しましては、安全安心を最重要視してほしいということと、その一方、安全安心という言葉が先行しているという意見がございました。次においしい卵や肉は、より安全でより安定した価格でお願いしますという意見がございました。それからおいしいものを安く買いたい、極端な意見になりますと、卵は 1パック 100 円くらいでないと買わないという意見も書いてございました。高い卵を買いたいけれども、経済的に厳しいので安いものがよいという意見もございました。

それから動物愛護と家畜に関しましては、家畜への動物愛護は考えたことはありませんでしたという正直な意見もございましたし、どんな人が育てたのか気になりますとか、命を扱う以上、感謝の気持ちを忘れてはならない等の意見がございました。

その他の意見としては、アメリカの牛肉が心配です、すべての情報を開示して消費者に

選択できるようお願いします、肉卵にもトレーサビリティが必要であるというふうな意見がありました。

以上が、消費者アンケート結果の内容です。

信國座長 一応ここで御質問等あれば、お願いします。さっきの200円と350円というのは、EUで実際に市場で販売されている価格ですか。

木村部長 はい、実際に出ているものを参考にしました。

信國座長 参考にしたわけですね。また意見は後でお伺いすることにして、では生産者アンケートについて続けてお願いします。

木村部長 P) 今度は、生産者の方に対するアンケートの結果です。これは先ほど酒井室長のお話にもありましたけれども、農政局を通じまして各都道府県に調査をしたものでございます。

目的は、我が国の家畜のアニマルウェルフェアに関する考え方等を動物愛護の観点のみならず、生産性等多角的な観点から科学的知見に基づき整理するために、我が国の家畜の飼養管理の実態を調査するという目的でやらせていただきました。

調査方法は、対象農家は、採卵の養鶏農家、養豚農家、それから酪農農家ということでございます。

方法といたしましては、農政局等を通じまして、都道府県ごとに各畜種5戸程度調査を実施する。都道府県の調査戸数は、飼養戸数に応じてやっております、全体で200～250の間ぐらいの調査数になっております。アンケート調査でございます。それから各都道府県の状況に応じまして、中小規模、大規模経営に偏らないように設定していただいております。それから現状を把握するために有機畜産、放牧養豚等の特殊な飼養形態を除いた一般的に行われている飼養管理の経営を対象としております。

調査期限は、とりあえず暫定でございまして、全部がまだ提出されておられません。12月6日までに提出のあったアンケート結果を集計して、採卵養鶏経営154戸、養豚経営は一貫経営で145戸、酪農経営は結構集まっております205戸の結果です。まだ最終的に全部が集まっておりませんが、勉強会のために途中経過を出しております。

P) 最初に、採卵鶏の飼養管理に関するアンケート結果を説明させていただきます。

飼養形態につきましては、日本の場合ほとんどケージ飼いで、96%がケージ飼いで、平飼いは約4%ということです。

P) 1羽当たりの床面積につきましては、平均が502.8cm²となっておりますが、

これは大体 1 ケージあたりの羽数が 4 羽のところでございます。右側のグラフでございますけれども、縦軸に床面積、横軸に 1 ケージ当たりの羽数を書いており、U E P というのは、先ほど出ましたアメリカの全米鶏卵生産者組合のことでございます。参考資料 2 に載っておりますガイドラインの数字ですけれども、1 羽当たり 4 3 2 . 3 ~ 5 5 4 . 9 c m²でございますが、大体これに相当しているのではないかと考えてございます。1 ケージ当たりの羽数が 8、9、10 というところの羽数の多いところは調査件数が少ないということでございます。また、1 ケージ当たりの羽数の少ないところはデッドスペースが多いのではないかと考えてございます。1 ケージ当たりの羽数が多いケージでは、デッドスペースが少なく、有効な面積が多いのではないかと考えております。

P) 採卵鶏の飼養管理に関するアンケート内容はアメリカの U E P のガイドラインや E U の最低基準を参考にして作っております。

ケージ内で自然に立てますかということでございますけれども、これはケージの床面は卵が転がってくるよう、また、破断しない程度に少し傾斜がついておりますが、大体自然に立っていますということで、ほとんど 95% はそういう回答でございます。

それから羽数に応じた餌槽・飲水器を設置していますか、これも設置しているということでございます。

それから、上の鶏の糞が下の鶏にかからない構造ですかとの質問です。このいいえ 5% というのは高床式の A 型というものですけれども、下にあるといっても大してかかっていないと思います。これは調査のアンケートを書いた方が回答されておりますけれども、ほとんど下にかからないということでございます。

P) 強制換羽は実施していますかということでございますけれども、52% が実施している、あとの方は実施していないということでございます。

P) 採卵鶏導入時の鶏のデビークについてです。デビークは実施済みですかの質問に対して、これは採卵農家ですので 120 日ぐらいから導入しますので、導入時にほとんど実施済みということでございます。このため、2 次的なデビークはしないという結果が出ております。

P) それから、採卵鶏の健康管理関係でございますけれども、鶏の健康管理に関する質問。日々の鶏の観察頻度、1 日に 1 回か 2 回は 95% の方がしておりますので、ほとんど観察をしている。それから観察時の鶏舎の明るさは、98% がよく見える明るさ。それから獣医師との連絡体制の有無は、95% がありますということでございますので、健康管

理は実施されているということでございます。

それから鶏舎の環境管理に関する質問でございます。鶏舎の除糞の実施についての設問ですが、鶏舎が空いた時に実施するという回答者が約66%、1日1回以上が16%、2日に1回というのが11%でしたので、除糞も実施しているということでございます。それから鶏舎の換気の実施については、強制換気と自然の換気の併用ということで、ほとんどの方がやっておられました。暑熱対策の実施も87%が実施している。消毒作業の実施も、88%が実施している。給餌器・飲水器の清掃・点検の実施も、毎日行うが42%で、汚れたら行うが50%でしたので、これもほとんど実施されております。鶏舎の構造の違い等によって頻度等が異なりますが、管理されているということでございます。鶏舎の騒音の有無でございますけれども、騒音はほとんどないと87%の方が答えておられますので、立地条件によって違うということはありませんけれども、騒音はないということでございます。

P) これは、アンケートの最後に書き入れてもらったことでございますけれども、飼育管理の上で大切なことは、日常の管理で鶏にできるだけストレスのかからないように注意している。鶏をよく観察して数値管理を行い、小さな異常を早期に発見すること。病気にさせないだけでなく、その生産能力を最大限に発揮できるように考えることが大切である。常に健康管理に気を遣っていますということでございます。

アンケート調査以外に、各畜種ごとにご意見をお聞きしておりまして、ケージ飼育についての御意見というのを聞きましたけれども、大きな群が小さい群よりも幸せかどうかはわからない。これは強いものが弱いものをいじめるということで、そういうことでありました。

2番目として、一番よいことは、糞と分離されることである。糞を介在した病気が非常に多い。卵が糞で汚れたりするということを考えると、ケージ飼育の方が平飼育よりもむしろいい。

3番目、現状のケージ飼育は経営上必要である。ケージ飼育ができなくなった場合には、農地の敷地面積を広げる必要が生じたり、それができなければ鶏卵の販売単価を上げる必要がある。生産者の経営面についてもよく検討していただきたいということでございました。

P) アニマルウェルフェアに関する意見をお聞きしてございまして、鶏をいじめようと思って飼っている人はいない。貴重な経済動物だと書いてございます。

鶏卵の安全性、鶏の健康、経済性を加味して検討していただきたい。

動物の生態をよく理解して研究した上で基準を設けるべきだ。

消費者からの意向であれば従わなければならないけれども、上からの押しつけにならないように配慮してほしい。

表示を明確にして、消費者に選択してもらおうのがよいのではないかというような意見がございました。以上が採卵鶏でございます。

P) 豚の飼養管理に関するアンケートは、飼養形態についてお聞きしました。分娩豚舎につきましては、ストール飼いが94%。母豚舎につきましてはストール飼いが62%、ストールと群飼の両方と書いた23%でございますけれども、図の下の方に説明が書いてありますが、育成の時群飼であって成雌になったらストールになりますので、これは原則ストールとみなしていいと考えると、23%と62%で85%の方はストール飼いです。離乳子豚と肥育は、群飼が100%です。

豚の飼養管理に関するアンケート、1頭当りの飼養密度でございますけれども、分娩豚舎では、ストール飼いで、ストール部分は、1頭当たり1.3m²。それから分娩房全体では3.9m²。群飼では全体で1頭当たり4.1m²と出ております。

下の方の母豚舎でございますけれども、母豚舎は右の方に表がございまして、ストール飼いで1頭当たり1.3m²、ストール以外の単飼では7.4m²、群飼では2.9m²。

これが左の方にグラフがございまして、縦軸に飼養面積、横軸に調査戸数が出ております。1頭当たり1.2m²ぐらいが多くなっております。母豚のストール飼については、EUは仕切りのない状態での1頭当たりの基準面積を決めておりますということで、日本と飼養の方法は違いますので、日本とは比較しておりません。

P) 離乳子豚でございますけれども、飼養期間は、大体生後4～8週齢でございます。1頭当たりの床面積は0.43m²ということでございます。これを下に棒グラフにしておりますけれども、縦軸に1頭当たりの床面積、横軸に調査数。色がついているところがEUの基準でございますけれども、このEU理事会指令における群飼する離乳子豚の最低床面積よりも大きく、大体いい値がきています。

P) 肥育豚舎につきましては、1頭当たりの床面積は、肥育前期では0.96m²で、肥育後期が1.10m²。下の棒グラフでは、1頭当たりの床面積を縦軸にとりまして、調査数を横軸にとっております。色がついているところがEUの理事会指令。これは育成豚でございますけれども、30～50kgが肥育前期で、80～100kgが肥育後期で

すので、それからすると日本の面積はいいところにいるのではないかと思います。

P) 豚の飼養管理に関するところでございますけれども、前回の勉強会で敷料のお尋ねがございましたので、敷料の有無について聞いております。分娩豚舎は、大体20%ぐらいが敷料を使っていて、発酵床を使っているところは結構あるのではないかと聞いてございます。母豚舎は37%、離乳子豚舎は32%が使用しています。

それから肥育の方ですけれども、肥育前期、肥育後期、これは大体半分ぐらいが使っております。敷かれるのはオガコとかカンナクズ、粕殻ですね。前回の勉強会で、わらを使うケースを見たことがないというご意見を頂きましたが、今回の調査では、わらを分娩豚舎で分娩時に使うという回答が1件あっただけで、ほかはありませんでしたということです。

P) それから豚の外科的処置の実施状況でございますけれども、断尾は実施0日齢～25日齢で、大体86%実施されております。B)の去勢の実施は、35日齢までに99%実施されております。それから切歯、歯を切ることですけれども、これは7日齢までに92%実施されております。耳刻は、これは種豚のみの実施ということで、実施日齢は0～50日齢で、48%実施されておりました。

P) 豚の健康管理に関する質問でございます。日々の豚の観察ということでございますけれども、1日1回～2回が51%。1日3回以上が48%で、ほぼ100%観察されています。獣医師との連絡体制は、90%あるとの回答でございます。ほとんどあるということでございます。患畜を別飼いできるスペースの確保ですけれども、約77%は確保されています。治療や斃死などの記録は81%されている。健康管理は実施されているということでありませう。

豚の環境管理に関する質問でございますけれども、豚の豚舎の糞出しの頻度は1日3回以上が90%でございます。それから、温度管理は90%実施されている。消毒作業も88%実施されている。餌槽・飲水器の清掃実施も、毎日行うが26%、汚れたら清掃するが63%で、豚舎の構造の違い等で管理法が異なる部分はありますけれども、管理されているということでありませう。豚舎内外の騒音の有無も、騒音はほとんどないが80%で、車の音があるというのがありましたけれども、ほとんどないということです。

P) 意見を書き込みしてもらったものですけれども、飼育管理で大切なことは何ですかということをお聞きしましたら、よく観察を行って、病気を早期に発見して健康に育てる、ストレスが悪影響を与えるので、ストレスを最小に制御することが大切であるということ

がございました。

アニマルウェルフェアに対する意見等ということを知っておりますけれども、個体管理を行う上で、ストール飼育は必要な飼育管理の方法である、母豚にとっても、死亡事故率のアップ、流産の増加、産子数の低下が予測されますので、必要である。伴侶動物であるペットと、経済動物である家畜は、全く次元が異なるという意見がございました。日本式のアニマルウェルフェア生産方式確立に向けて産・学・官共同体制等の必要性を訴えたい。それから、畜産を行っていく上で、断尾等は必要な処置である。去勢の廃止には、消費者の理解が必要である。去勢をしませんと、牡の匂い成豚の匂いが、肉にするということになります。消費者の理解が必要であるということでございます。それから、放牧飼養については、防疫上問題もある。牛も同様ですけれども、イメージ戦略に使われているだけの感があるので、誇大イメージ戦略は消費者無視に等しいという意見がございました。

以上が豚の関係でございます。

P) 今度は乳用牛関係でございますけれども、飼養方式について聞くと、子牛は単飼30%、群飼9%、60%が単飼と群飼の両方で飼っているということで、いろいろありますよということだと思います。

育成の方は、群飼が69%で単飼が17%。預託に出しているところが12%あったということです。

成牛の方は、68%は繋ぎ飼い、群飼が30%となっています。

P) 1頭当たりの飼養面積でございますけれども、子牛はアンケートの答えがいろいろございまして、単飼が5.2m²となっております。最長週齢が80週齢まで書いてございまして、生まれた週から80週齢までである。80週齢というともう育成に入りますもので、いろいろなタイプがあり、まとめにちょっと苦労しまして、こういうふうにまとめました。子牛の群飼は6.7m²。

育成の方は、単飼で7.5m²、群飼で9.8m²。

成牛の方は、繋ぎ飼いは1頭当たりの面積ということで2.5m²、群飼は15.1m²。繋ぎ飼いは、備考欄に、ニューヨークタイ、タイストール、スタンションと書いてありますが、ニューヨークタイが非常に多かったということでございます。群飼は、リースストールとフリーバーンというようになっているようでございます。

それから、放牧地はありますかという質問でございますけれども、これは子牛と育成は、後で写真が出てきますけれども普通小屋で飼われていますので、子牛というのは普通放牧

地はないということです。問題なのは成牛の方でございますけれども、成牛の繋ぎ飼いの方では68%がない、31%がある。群飼の方でも74%がなくて、23%があると書いてございました。

P) これは、子牛の繋ぎ飼いについて書いてございます。子牛の飼育方法ですけれども、先ほどありましたように、単飼が30%、その単飼のところをさらに子牛を繋いでいますかという質問をしたところ、56%が繋いでない、27%が繋いでいる。その繋いでいる子牛は自由に動くことができますかということで、それをさらに右側に表示しています。92%が自由に動くことができます。これは下の写真を見ていただければわかりますけれども、繋いでいるといっても、逃げないようにということで繋いであるだけで、牛は自由に動けるというような状態になっております。

P) 牛の健康管理に関する質問でございますけれども、日々の牛の観察の頻度は、1日1回～2回が大体29%。1日3回以上が70%で、100%観察しているという結果が出ています。獣医師との連絡体制の有無は、100%あると回答がございます。患畜を別飼いできるスペースの確保ですけれども、別飼いは獣医師の判断によることが多いのですが、33%確保しているという答えでございました。治療や斃死などの記録の保持は、97%は保持されている。健康管理は実施されております。踏み込み消毒槽の設置は、半数が設置している。健康管理が実施されているという中身でございます。

牛の環境管理に関する質問でございますけれども、畜舎の敷料の交換ですが、敷料の交換を88%が1日に1回以上、5%が2日に1回以上ということで、ほとんど実施しているということでございます。

牛舎の換気の実施も、強制換気が56%、自然の換気が40%と書いてあります。牛舎の暑熱対策も93%が実施。餌槽・水槽の清掃の実施も、毎日行うが66%、汚れたら行うが25%。牛舎の昼間の明るさも、十分に明るいのが86%。牛舎の構造の違い等ございますけれども、管理法は異なる部分がございますけれども、管理されている。牛舎内外の騒音もほとんどないと89%が答えていますので、ほとんどないということでもあります。

P) これは書き込みの方で書いてもらったものですが、飼育管理の上で大切なことは何ですかということで、牛は従業員と同じであって、ちゃんとした飼い方をしないと生産が上がらない。家族と同じように大切に扱っている。「愛情」一本でやりますということで、大事に扱っているということをおっしゃいます。

それからアニマルウェルフェアに対する意見でございますけれども、産業動物とその他

の動物では、アニマルウェルフェアの考え方は明確に分けてほしい。海外のアニマルウェルフェアの概念をそのまま日本に入れるのは困難ではないか。きちんと飼って単飼で大事に飼養することが大切でありますという意見。人にいい環境は牛にとってもよい環境である。あとウォーターカップ等の改善方法、カウコンフォート、快適で、安価で有効な暑熱対策等の情報が欲しいという意見もございました。アニマルウェルフェアはとても大切なことだと思うが、現状では費用の負担が大きいという意見もございました。

以上、簡単にちょっとはしょって急ぎましたけれども、以上が今回の調査報告です。詳しくは、皆さんの資料の方に載っております。

信國座長 どうもありがとうございました。アンケートを実施、御報告、大変な御苦労だと思いますけれども、そちらについても敬意を表したいと思います。それでは、少しアンケート、あるいは最初にありました海外の新たな情報の追加等、それぞれ御意見といたしますか、どういう受けとめられ方をしたのか。まず、都丸委員よろしいでしょうか。消費者アンケートが鶏卵の例を出しながら聞いたということなので、そこらはどういうぐあいにお感じになったのか。

都丸委員 消費者アンケートそのものが、かなり鶏卵に重きを置いて、ほかの肉とかそういうものよりも、この鶏卵を非常によく調査していただいているなというふうにまず感じました。そして、消費者の方は関心の度合いが、我々が思っているほど高くないのだなということ、この結果から感じました。そういうことは、我々が誠意を持って卵を作っているということを理解していただいているのだなというふうに私は理解いたしました。

信國座長 増田委員、消費者アンケートについて。アンケート自身が急いでやったので、どれだけ全体の意見なのか、若干偏り等あるうかと思えますけれども、何か御感想をお願いします。

増田委員 この消費者アンケートをとった場所のあれもあると思うのですが、結構、男性が半分、いわゆる日常的に消費行動に深くかかっている女性が半分というので、少し数字のあらわれ方も違うかなという気はしてはいます。ただ、消費者アンケートを中心にみただけでも、生産者と消費者の乖離というのですか、私自身の消費行動見ても、200円の卵と350円の卵がありますと、やはり家計簿の財布を意識しますから、200円と350円というとはば倍ですよ。卵というのは物価の優等生で長く来ていまして、毎日の食卓の助っ人の役割みたいなのところがありますから、私でもやはりどうしても200円の卵に手を伸ばしてしまうかなという気がしています。

ただヨーロッパのこのアンケート、事例というのがすごく参考になって、そういうものをヨーロッパでしたっけ、アメリカでしたっけ、ラベリングしたものに消費者が……アメリカでしたね、好んで手を伸ばすと。やはり消費者に対する情報提供というのですか、差別化というのを積極的な意味で自分の考え方をそのラベリングで選択するというような、これはやはり消費者教育の方向じゃないかと。例えば私自身は、家畜ということにもアニマルウェルフェアを進めていかなきゃいけないという考え方だけは持っているつもりなのですけれども。

信國座長 生産者アンケート、多分この手のアンケートは私今までやったことないのではないかと思うのですけれども、竹延委員いかがでしょうか。どういう印象を持っておられますか。

竹延委員 都丸委員が指摘されたように、動物の愛護という観点について、消費者が畜産物を買求める上で優先順位が意外と低かったなと感じました。

今日はアメリカの状況について資料を提出いただきましたが、これを見ると、アメリカでは動物愛護の対応を法律で縛っていくのではなく、生産者の団体や、マクドナルドなどの食品企業が、自分たちの守備範囲の中で自主的に考えて律していこうという方向にあるということがよく分かり、非常に参考になりました。

そのほかでは、先ほど安宅さんの方から、OIEによる家畜の陸海の輸送、と畜、疾病にかかった場合の殺処分など国際的な規定について説明がありました。これらは、どちらかという、と畜であれば死ぬ場合のことですし、疾病に伴う殺処分であれば、これもやはり肉にならない経済的な価値を失った動物に対するものです。ですから、前回の会議でも申し上げましたが、グットデス、安楽な死を迎えさせてあげるという部分については、最低限の法規制は行うべきだと思います。

私たちが飼っているペットは、例えば病気にかかっても、死を迎えるまで温かく世話をしてあげます。一方で、我々が飼っている経済動物というのは、基本的には一定に時期に、肉とされるわけですが、残念ながら飼っていく過程で何らかの形で経済的価値を失った個体に、いかに安楽な死を迎えさせてやれるか、これは生産の現場においては非常に難しい問題で、理屈で分かっている、なかなか割り切れないわけです。とくに、これは子豚や子牛でも食べる習慣のあるヨーロッパの人たちより、日本人のほうがジレンマは大きいのではないかと思うのです。OIE基準では、肉にならない家畜は速やかに安楽な死を与えるべきだと規定しているわけで、そういう点では我々生産の現場も、もう一度考え直さな

ければならないと感じました。

信國座長 亀田委員、いかがでございますか。

亀田委員 消費者と生産者、このアンケートはよく、アニマルウェルフェアに対する考え方の意識の醸成がまだまだともに足りないのだということがよくわかるアンケートだと思います。消費者サイドは、ある意味、動物愛護というとペットの命を思い浮かべる人が大分で、家畜の命を思い浮かべる人が余りにも少ないというのは、まさに残念なところでもありますけれども。結局このアニマルウェルフェアを議論して進めるということは、生産者サイドも消費者サイドももっともっと議論して醸成させるべき問題だと、このアンケートを見てははっきりわかったような気がします。アニマルウェルフェアに対する考え方をともに同じような関心レベルにしていけないと、消費者も生産者の理解を得られないだろうし、生産者も消費者に対して理解を得ようとしても無理だろうという感じがしますので、私はもっともっと家畜の命をどう扱うべきかということの議論を進めるべきだと、このアンケートでわかったような気がします。

信國座長 どうもありがとうございました。萬家委員、衛生管理等の生産者のアンケート結果等について、感想をお伺いしたいのですが。

萬家委員 皆さんと同じなのですが、大変有用な、非常に私自身が勉強になるアンケート結果だったと思います。消費者側、あるいは生産者側のアンケートがこういう形で表に出てきたのは日本では初めてだろうと思うので、正直びっくりするところもあれば、やはりということもあったので、勉強になりました。特に今おっしゃった衛生管理の面については、ほとんどが獣医師との直接連絡がすぐにできるよというような回答がなされているということで、ある意味当然だと私は感じたのですが、それが数字としてあらわれたというのはよかったなというのを感じました。

もう1つ印象として感じたのが、EUがひとり歩き進んでいるようなことを言っていましたけれども、特に例えば豚の飼養密度に関してなんかを見ても、日本の方がむしろかなりいいわけで、向こうが出した基準よりも既に現実日本の方がいいということは、1つ大きな認識だったかなという気がします。

最後に、消費者アンケートの方で発見があったのが、200円と350円の話なのですが、一般論として動物愛護は必要だよね、大事だよねという話の中で言う話と、実は買うときの購買意欲の話、200円と350円ときは、今増田委員がおっしゃったように結局200円を買ってしまっている現実があるわけですね。その矛盾というか、自己矛盾

というか、その部分がこれから乗り越えるべきハードルなのだろうなど。一般論で上っ面の議論で動物愛護はこれから大事ですと言っても、結局動いている話というのは経済動物の食品の安い安全安心な畜産物ということなので、そのところのバランスがやはり一番大事であって、例えば消費者側の方の5%とか10%とか15%を値段が高くなったら買うかという話ですけれども、しょせんそんな程度のプレミアなのですよ。倍になったら買うとは言ってないのです。そのところが、生産コストとの差、実際最後は追及していくと10%生産コスト上がるよといったときに、消費者はだれもついてこないということが大いにあり得るかなということを感じました。

信國座長 今萬家委員がおっしゃったのは、消費者アンケートの8ページですね。ここは200円と350円は余りに極端な話で、私もこの8ページを見ますと、10%上積みまで、累積で言えばここだと大体80%カバーしていますので。一方、生産者のアンケートを見ると、動物福祉、ウェルフェアをするとコストが上がるのだということを前提に話をされている。今萬家委員が言われたように、そこらの話は、若干の上積みと若干の差別化と言いましょか、そういうものが折り合う1つのラインはあるのかもしれないなというような感じは私としてはいたしましたけれども、そこはまた今後議論を深めていただきたらと思います。

あと森委員、いかがでございましょうか。

森委員 冒頭に米国の現状が紹介されましたけれども、今獣医学の教育に携わっている立場で、米国の獣医学では今20ほど専門医制度というのがあるのですけれども、実験動物という分野があって、これは米国では公立の研究所ですとか民間の研究所ですとか、動物実験を行うところは必ず専門家を置かなければいけない。それは獣医師でなくてもいいのだけれども、実験動物の、動物実験の専門医の方が望ましいということがあって、実際非常にいい待遇でそういう人たちは処遇されているのですけれども、そういうふうなことが起こり始めたときに、最初は動物実験の倫理だとか、建前はいろいろあるのですけれども、なかなか当事者たちは面倒くさいなというか、大変だなという思いが強かったのですが、実はいろいろ調べていくと、ストレスを受けている動物を使った実験というのは再現性が非常に悪い、精度が悪い。結局信用できないということで、むだにお金を使っているということがわかってきて、企業あたりも動物実験を行う場合にはウェルフェアという観点に立って、ストレスをかけないような実験を工夫しなければ、結局は投資に対する見返りが無いということがわかってきたのです。それで、非常に普及した。

今の話、ウェルフェアというのがどういうふうに普及するかと考えた場合に、今世間ではノロウイルスというのが大流行していて、食の安心安全というものに対する国民の関心度が非常に高い。ストレスが軽減された状態で飼われている動物とそうではない動物では、ある種の感染や疾病に対する発症率に非常に差があるわけです。表に出なくても日和見感染というのがあって、例えば競走馬を輸送するだけで肺炎の発生率というのは高くなるなどたくさんそういう事例があります。だからわずかな努力の積み重ねによって動物たちが疾病から免れて、非常にストレスの低い状態で飼われるということが、結局は国民の食に対する安心安全というものの保証を高めているということを科学的に証明していけば、単なる理念ということではなくて、こういうことが浸透していくのではないかというふうに思って聞いておりました。

信國座長 佐藤先生、いかがでございましょう。

佐藤委員 私は、この消費者アンケートを見て、すごい関心があるのだなという感じを持ちました。6ページの「動物愛護に関心がない」という方たちのこの回答を見ると、価格と家畜の快適さのバランスを大事にすべきだとかいう人が73%、14%が価格が高くなっても家畜の快適さを大切にすべきだということで、多分愛護というイメージと快適さというのがくっついてないのだと思うのです。家畜と家庭動物と別に考えるという発想というのも、多分愛護というイメージと快適さというのがつながっていない。アニマルウェルフェアというのは基本的に快適さの話ですので、だからかなり重視されているのだなというイメージを私は持ちました。消費者がアニマルウェルフェアに関する情報がない中で、そういうものを求めているのだなと感じました。

ヨーロッパの場合は、R S P C Aとか非常に大きなアニマルウェルフェア団体があって、それがかなり教育にかかわってきているわけです。それで、アニマルウェルフェアというのはどういうことかという宣伝がかなり広く行われているものですから、快適性とアニマルウェルフェアというものがつながっていている。日本の場合はそういう教育がありませんので、愛護と快適性が一致していないのですけれども、快適性を求める発想は極めて高いという感じを、このアンケートで受けました。

あともう1つは、生産者の方のアンケートを見ると、ヨーロッパの最低基準をクリアしている農家が8割ぐらいでしょうが、2割ぐらいはクリアできない、かなり過酷な状況で飼っているということもわかるかと思います。こういう部分のボトムアップというものが必要なのだろうなという感じがしました。

3番目は、快適さというのは、こういう施設の整備と点検を1日何回するとか、そういう問題ではなくて、動物がどう反応しているかということが問題で、消費者の方も多分そこに興味を持っていると思うのです。面積を何平米にしましたよと言われてもピンと来なくて、家畜の歩き方が正常ですとか、あるいはけががありませんとか、異常行動をしていませんとか、そういう家畜側の評価を期待しているのだらうと思いますし、そういう部分を加えた評価が必要だらうという感じがしました。

12月の初めにヨーロッパに行って、インテグレーションのプロイラー農家、企業を見に来たのですが、4種類の鶏肉を生産していました。それは有機畜産の鶏肉、放牧の鶏肉、ウェルフェアの鶏肉、慣行の鶏肉です。消費者にはそれから選んでくださいというような売り方をしていました。ウェルフェアの鶏肉は慣行に次いで安いのです。それより高いのが放牧鶏肉であって、さらに高いのが有機畜産鶏肉ということで、それほどの価格上昇なしにウェルフェア畜産というのが実現できているということでもあります。

ヨーロッパに行ってアニマルウェルフェア総合評価法、すなわち現場レベルでの評価法開発のチームリーダーとも会って話をしてきました。最終的にその評価法によっていろんな段階のウェルフェア産品が出てくるだらうということでした。 、 という形で、ウェルフェアレベルに応じて5段階ぐらいの区分産品を提供したいということのようでした。ウェルフェア最低基準を理事会指令というようなものでつくって、その上にいろんなレベルのウェルフェア産品を同時並行して提示するというのを考えているようです。

もう一つ驚いたのは、ウェルフェア・クオリティ・プロジェクトに、ヨーロッパに畜産物を輸出してくる国、すなわち中国、ブラジル、メキシコ、チリなどが参加していることでした。そういう国が何 のアニマルウェルフェア産品を作ってくるのかはわかりませんが、とにかくEUのウェルフェア・クオリティの評価法で評価された産品を作り始めるということです。これは、ヨーロッパだけではなくて、多分我が国にも入ってくるわけで、そのときに、合わせてウェルフェアの宣伝もされたら、我が国の畜産は極めて危ういのではないかという印象も持ちました。

信國座長 どうもありがとうございました。高橋委員。

高橋委員 私の感想は、もう皆さんがおっしゃったのとほとんど同じでございまして、繰り返しになりますけれども、消費者のアンケート調査を見て、私はこんなものかなという印象があって、感じたのは、亀田さんがおっしゃったように、アニマルウェルフェアの問題についての情報といいですか知識といいですか、そういうのが国民全体まだまだ行き

渡ってないというか、浸透していないのではないかなと。それは生産者も含めてだと思いまして、ではそれをこれからどうやっていくのかなというのを感じました。今佐藤さんもおっしゃいましたように、海外からアニマルウェルフェア産品が入ってくるそのタイミングと、我々といいますか、国全体でこの問題をどう考えるかという、その普及のスピードなり、タイミングなり、研究の蓄積なり、そんなのをどうしたらいいのかなというふうに漠然と思いました。

信國座長 どうもありがとうございました。私も若干コメントさせていただきたいと思えます。まず消費者アンケート、それから生産者アンケートで、最後に自由記入欄があるのですけれども、両方に共通するものの1つとして、特に選択できる体制に少なくともしてくれと。ここらは1つベースとしてやはり考えておく必要があるのかなと思います。全米の採卵鶏飼育ガイドラインにしても認証制度、結局マークをつけるけれども、それは最終的には消費者が判断する材料。先ほどのEUの10%までぐらいなら許容するよというのでも、これも結局佐藤委員おっしゃったように、そういういろんな飼育条件等と価格ということで、やはりバランスということで消費者が選べる。

それと、違うものとして、参考資料の1の中にあるのですけれども、動物福祉の観点から、マクドナルドが自分のところで自分のところに供給される卵の品質等について自主基準を作ったという、結果だけ見ると、ああそういうことかなと思うのですけれども、その根っこに、いわば力づくでそういう方向に向けていったというような姿勢なので、そこらは少なくとも日本の国民性には、ここまで過激にやるというような手法は余り受け入れられないのかなというふうなことも、片一方で思ったわけです。

それから先ほど増田委員から言われた消費者アンケート、これは男女による差というのは分析加えられますか。

木村部長 しようと思えばできます。

信國座長 やはり、そこで男女の違いがあるとすれば、例えばの話ですけれども、男性の方が350円を買うというのが多かったとすると、これは非常に関連的な対応の可能性があるので、そこらをちょっと押さえていただいたらどうかなと思うのですけれども。よろしいでしょうか。今のところで特別つけ加えることがなければ。

佐藤委員 今マクドナルドの話が出たのですけれども、多分消費者からの要請というのがあるのだと思うのです。アメリカでも、消費者がどういうものを望んでいるかという調査がたくさんあるのではないかと思うのですが、それとの関係というのは何かわからない

ですか。マクドナルドがそういう経営戦略の変更をした理由の中に、力づくと言いますけれども、多分消費者の要請というものがあるのだらうと思います。

酒井室長 マクドナルドは私企業ということで、そのデータは今のところ持ち合わせておりませんが、手を尽くして関係者の協力を得ながらトライをしてみます。その結果については次回お伝えすることにします。

ちょっと佐藤委員に質問させていただいてもよろしいでしょうか。ヨーロッパの様子を聞きたかったものですから、2点お尋ねしたいと思います。

まず、先ほど飼いで4種類あって放牧というのがあるということですが、今EUの方で鳥インフルエンザが非常に問題になっていると聞いておりますけれども、放牧をすると野鳥との接触の機会がふえるということで心配だという話があると聞いておったのですが、それについて企業はどう対応されているかという点。

もう一点は、中国、ブラジル、メキシコ、チリが参加されているということですが、畜産物としては特にこういうものがあるという情報がありましたら、教えていただきたいと思います。

佐藤委員 鳥インフルエンザとの関連は聞いてこなかったので情報はありません。

生産国の話ですが、中国は去年ぐらいからかなり積極的に関わっているということで、そのお話は大分聞いてきたのですが、豚です。生産高が世界最大であるにもかかわらず、なぜ輸出できないのかということで、衛生、安全性とウェルフェアを絡めて生産方式を見直し、それでもって輸出に持っていきたいということがあろうようです。

(3) 家畜のアニマルウェルフェアについての論点整理

信國座長 よろしいでしょうか。それでは、本日のいわば一番議論していただきたいということで、「家畜のアニマルウェルフェアについての論点整理」の説明をお願いいたします。

原補佐 それでは、資料の4と資料の5に基づいて説明させていただきたいと思います。資料4につきましては、第1回目の勉強会で委員の皆さんからいただいた発言を要約したものでございます。必ずしも詳細に書いてなくて申しわけないのですが、趣旨は伝わるのではないかと考えております。皆さんからいただいた発言をもとに、今回資料5の方に、アニマルウェルフェアに関する、これ論点整理としておりますけれども、論点があ

るということで、これをもとに、またあるいはこれからいただく御意見をもとに、整理していきたいと考えております。

それで、資料5、大きく分けて3つございまして、1番目として家畜のアニマルウェルフェアをめぐる情勢の分析。2番目として整理が必要と思われる課題、3番目として今後の取り組みの方向ということで、3つに大きく分けて整理しております。

それとあと、皆さんからいただいた発言と、さらに今回アンケート調査しておりますので、その消費者の方、生産者の方からいただいた御意見も加えながら、そこにまとめてございます。

それでは 番の情勢の分析の方から説明させていただきますと、まず1番目のOIEのガイドラインをどのように見るのか。前回説明させていただいたのですが、その中でガイドラインの内容については同意できるものがある。そして国内の現状と大きな違いはないといったような御意見がございました。

次に2番目、EUにおける概念と動きをどのように見るのかということ。これにつきましては、いろいろ御意見をいただいて、EUの考えで日本の方向を規定していいのか疑問である。日本との文化の違い、そういった点を指摘されておられました。またこのほかに、同じように、宗教観についての御意見もございましたし、あと科学的にすべて正しいか疑問であるといったような御指摘もございました。

生産者のアンケートの方からも、海外のアニマルウェルフェアの概念を日本にそのまま入れるのは困難ではないかといったような御意見がございました。

3番目に、アメリカにおける概念と動きをどのように見るのかということで、今回御紹介させていただいたのですけれども。前回では、EUとは異なって、生産者団体が科学的な根拠に基づいて現実的な基準を定めて、ガイドラインを作成し実施しているといったような御意見をいただいております。

日本においての対応なのですけれども、これは生産者からいただいたアンケートから申し上げるわけなのですが、豚について、ストレスによって生産性や肉質に影響が出るといことで、ストレスを最小限に抑えるように努めているということ。それと現在の日本の管理方法、群管理・個体管理を行う上で、ケージ飼育であるとか豚のストール飼育、そういったものはどうしても必要な方法であるといったような御意見をいただいております。

5番目です。諸外国の動きが我が国の畜産物市場に与える影響をどう見るのか。先ほど出ておりますけれども、海外からの輸入ですね。ウェルフェア・クオリティ・ラベル等、

そういったものへの対応をどうするかということで、前回の御意見では一部の企業でイメージ戦略の1つとして動物愛護を利用している。必ずしも畜産現場の状況を十分踏まえた上で基本方針や基準を決めているわけではないといった御意見。あと、一方2010年にヨーロッパからウェルフェア畜産物が輸入されることが予想される、そういったことで、日本国内で国産の畜産物がそっぽを向かれることを危惧している。それまでに日本型のアニマルウェルフェアを確立していく必要があるといった御意見をいただいております。それが現状ということでございます。

それでは、続けて 2 番目です。整理が必要と思われる課題ということで、1 番目、日本型アニマルウェルフェアをどのように考えるべきかということで、基本的な概念・スタンスについてですけれども、日本で豚肉の多くを輸入している状況で、EU並みにアニマルウェルフェアを導入した場合生産性が下がるということで、国内で生産する必要がないと言われているようなものだ。「愛護」という美しい言葉だけが先行することのないよう慎重な議論をお願いしたい。

2 番目として、アニマルウェルフェアを市場経済の中で定着させる場合、どのような体制をとって進めるかといったようなことが重要である。消費者が国内生産者を支え続けてくれるような生産体制をいかにしてつくるか、その方向性も含めて議論すべきである。そういった御意見をいただいております。

また生産者からのアンケートでは、アニマルウェルフェアがイメージ戦略として使われている、そういうふうに感じている。安全性とか健全性について、誇大なイメージ戦略というのは、消費者に対して逆にそれを無視することに等しい。

人間の立場として感覚や価値観、思考力で動物のことを考えても、必ずしも動物にとってプラスには、アニマルウェルフェアにはならないのではないかとということ。それと、もっと動物の生態をよく理解して研究した上で基準を設けるべきであると。あと、真に消費者からの意向であれば対応する必要があるけれども、上からの押しつけにならないように配慮してほしい。そういうようなことでございます。

2 番目に、家畜と家庭動物の区分についてですけれども、家畜は終生飼養される動物ではないということから、愛護法概念から切り離して苦痛の制限に重点を置くべきであろうと。それとあと、生産者からのアンケートで、伴侶動物であるペット、経済動物である家畜、それについては家畜管理の仕方は全く違う次元が異なるものであるということ。それと、豚舎は快適な飼育環境をつくり出す場所と認識していて、放牧飼養については防疫上

問題があると。牛は従業員と同じで、ちゃんとした飼い方をしないと生産が上がらない。愛情を持って接しているといったような、そういった御意見もいただいております。

2番目ですけれども、その我が国での普及・啓発のあり方について。1点目として、消費者の認識、報道等の現状について。これはアンケートからですけれども、今回のアンケート全体を通してまとめたものですが、動物愛護に関心のある消費者は多い。そしてまた、動物愛護に関する関心の高さに関係なく、産業動物を動物愛護と関連して思い浮かべる人は少ない。そしてまた、家畜を飼う産業に対して、価格と家畜の快適さのバランスが大切だと考える人は多い。日常で肉や卵を買うときに重視していることは、鮮度とか消費期限、安全から来るそういったものが比較的高くて、家畜の飼い方への関心は薄いといった、そういった先ほどのアンケートの結果だったと思います。

消費者からは、家畜への動物愛護は考えたことがなかったとか、命を大事にするとか、情報の開示、消費者の選択。安全安心を最重要視してほしい。日本では安全安心は、逆に実態よりも言葉だけが先行している感じがあるというようなこと。そして、より安全なものを安定した価格で提供してほしいといったような御意見がございます。

あと普及・啓発のあり方ということで、消費者に畜産の姿を知らせて、消費者、生産者、みんなのテーマとしてアニマルウェルフェアを共有して力を注ぐ必要があるという御意見を前回いただいております。それと、生命倫理といったようなものと、アニマルウェルフェアを関連して、教育現場、あと消費者にも情報提供をきちんとしてほしいというようなこと。あと、情報が不足しているということで、情報提供をちゃんと行うこと。食育、消費者に正しく啓発する必要があるといった御意見もいただいております。

コストの考え方についてですけれども、だれが負担をするかということで、EUでは補助金やニッチ産業として対応しようとしている。日本でもいろいろな意見があるけれども、EU基準のように、日本で生産した場合、1割や2割ということではなく何倍かになる、そういったことは起こり得るけれども、そういったものを日本の消費者が本当に受け入れてもらえるのかどうかというようなこと。あと、EUでは直接支払いという制度があって、アニマルウェルフェアが成立するということを認識する必要がある。経営の立場からすると、どうしても販売価格に転嫁する必要があるという、生産者からの御意見をいただいております。

アニマルウェルフェアブランドについてですけれども、生産から消費までのチェーン開発等を日本で検討したらいいのではないかとようなことがあります。

4点目として、今回の勉強会では「快適性に配慮した飼養管理等」という定義して進めてきておりますけれども、こういうことで日本のアニマルウェルフェアがよいのかどうか。そして、日本語訳としてどのようにしていったらいいかという、その辺を論点として挙げております。

次に、「今後の取り組みの方向」ということで、日本の畜産業の信頼を確保して消費者に安心感を与える取り組みというのはどうしたらいいのかということ。単なる企業戦略として行うのではなく、家畜生産全体がアニマルウェルフェアに向くべきではないか。あるいはEUの5カ年計画のように計画的に定着するようにしていくことを検討することが大事だということの御意見をいただいております。

そのためにどのような調査、研究、検討が必要かということ、EUではアニマルウェルフェアについては、ステイクホルダーといいますが、消費者や生産者全部の関係者を集めて議論をしている。そして、学問としてどのようにアニマルウェルフェアを位置づけていくか。その研究体制の充実、そういったものも大事だということ。あと人づくりの問題であるとか教育、専門家の育成、そういったことが大事だ。牛に関しての御意見で、費用対効果を調べてほしいという御意見ですね。それと、産学官共同の体制の必要性、そういったものも御意見をいただいております。

そして最後ですけれども、もしアニマルウェルフェア・ガイドラインを作成すると、どのようなものが望ましいか。どのようなものを盛り込む必要があるのかといったことについては、アニマルウェルフェアと産業としての生産性向上とは基本的に同じ方向である。生産者から消費者に対して、行き過ぎであるというものがあれば少しずつ是正していくといった、そういったガイドラインをまずつくっていった方が全体の理解を得やすいのではないかと御意見をいただいております。

そういうことで以上整理させていただいております。これについて、これまでいただいた御意見、またこれからいただく御意見を踏まえて今後整理していきたいと思っております。御説明しました論点について御意見をいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

(4) 我が国における家畜のアニマルウェルフェア

(快適性に配慮した家畜の飼養管理等)の考え方について(意見交換)

信國座長 どうもありがとうございました。これは論点整理、結局この勉強会としての最後のまとめにつながるものという御理解でお願いしたいと思いますが、まず全体が時計文字で3つに区分しているということ。それから、あとその中のさらにいろんな論点を区分してある。その中にどういうものを、それに関連してどういう発言あるいはどういうアンケート調査等から、関連した部分というのをどういうぐあいに盛り込むかといったようなことが、この論点整理のペーパーだと思えます。自由に発言をお願いしたいと思えますが。

高橋委員 本格的な議論に入る前に、私自身も頭の整理がちょっとできてないので確認なのですが、この勉強会の対象とする範囲というのは、どこまで議論するのかなということなのです。先ほど竹延さんもおっしゃいましたけれども、OIEの基準も、特に輸送とと畜というところから入っているという理解を私はしていて、快適性に配慮した家畜の飼養管理という、その飼養管理にどこまで含むのかなということです。結局農家段階、生産段階で飼っているところまで、の概念で議論するのか、あるいはその先の、輸送とと畜も含めて議論するのかということです。簡単にするには飼養管理までよ、と言ってしまう方がいいのかもしれませんが、それでいいのかなということなのです。それは多分、環境省が今後出される基準がどこまで書き込まれるかということと関係するとおもうのですが、その辺はこの勉強会ではどういうふうに理解していけばよいのでしょうか。

石井補佐 環境省が動物愛護管理法に関してということになるのですが、法律に基づく産業動物の飼養及び保管に関する基準がございまして、改定が今後必要という状況にはなっているところなのですが、現行の基準、基本的には飼養、保管の方法なのですがこの中に輸送にあたっての配慮という項目もありますので、今後も入り得ると考えています。動物愛護管理法の中では、動物の処分方法に関する指針というのが別途ございまして、と畜に関してはそちらの方でカバーできます。飼養及び保管の方法に関する基準については輸送の方法まで含めてということで、農林水産省の方と御相談しながらお話として詰めていくという方向になるかと思います。くり返しになりますが新たにそうすることではなくて、今までもそうだったので、その枠組みの中でこれからも御相談させていただくということになるかと思います。

酒井室長 ありがとうございました。今お話のように、それぞれ関連する法律、制度もございまして、それに基づいてそれぞれ分担して所管しているという現状があります。今回私どもの畜産部局でこういった勉強会を始めたというのは、やはり飼養管理を中心に

御議論いただいて、その関連で当然輸送とかそういう話も出てまいりますので、それはそれで意見ということで集約をしておいて、関係部局にそれぞれお伝えをして、今後の制度の検討の際の参考にしていただくということではないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

竹延委員 生産者のアンケートの結果の8ページ目、豚の飼養管理に関する部分があり、ここでは、アンケートの対象となった農場の経営の規模について説明があります。現在、全国の平均的な一戸当たり繁殖用雌豚の飼養頭数は130頭前後なのですが、このアンケートの対象者は、この全国平均の規模に満たない人が半分以上を占めています。年々、この飼養規模が大きくなるなかで、日本の中核的な生産農場は、繁殖雌豚200頭、300頭、500頭、そして1,000頭へと移ってきているのですが、大規模層になると、床は効率的に排泄物を処理できる全面スノコにしていたり、1頭当たりの飼養面積が狭い場合も多くなっています。従って、平均より小規模層が多い調査対象から上がってきた数字をもって、EU基準をだいたいクリアできていると判断するのは少し短絡的だと思うのです。規模からして、これから生産の中核を担っていく階層がクリアしていないところにも、もしEU基準をそのまま導入しても大丈夫だという議論になってしまてはいけませんので、この点は注意していただきたいですね。

私たちの仕事は、「もっとゆったり飼いなさい」と言われても、それに見合う新たな土地を得ることがなかなか難しい。やるなら、飼養規模を小さくするしかないわけです。一方では、国産豚肉の自給率は50%にまで落ちるなかで多くの消費者の皆さんには国産をもっと食べたい、国産がもっと増えるべきだという意向をもっていただいているという現実があります。国が、食料自給率を高めましょうという目標を立てて、そのなかで農水省も養豚問題懇談会で報告書をまとめて生産振興していこうとしているわけですから、安易に生産活動を制限する規制が行われることになれば、国の政策上にも矛盾が生じてくることになりはしないでしょうか。我々、環境問題をはじめ、様々な制約を受けながら経済活動を行っているということも踏まえて、ほかの政策との整合性ということにも配慮いただければと思います。

信國座長 ありがとうございます。森委員、お昼までということのようなので、先に御意見をお伺いしておきたいと思えます。

森委員 ちょっと午後失礼しますので、では1つだけ思いついたことというか、この論点整理の中の最後の方に、学問的などというようなこともあったので御紹介したいのは、私

が今共同研究させてもらっているオーストラリアの大学がありまして、その先生から聞いた話で、ちょっと正確な数字を覚えてないのですが、オーストラリアでは、メリノという羊毛をとるための品種を物すごい数飼っているのですが、そのメリノ種というのは子育てがうまくいなくて、子羊の損耗率が20何%とか、物すごい数が死んでいくということがあって、その原因を調べていったら、お母さんがとても不安傾向が高い。要するに恐がりのお母さんというのが広がってしまって、生産性を重視する余り、気質みたいなところまで考えが及ばなくて、そういう意味で神経質な羊がふえてしまって、全体として生産効率を下げているというようなことがどうやら起こっていて、オーストラリアの人たちもそういう点に今着目をして研究を始めたところなのです。何を申し上げたいかという、例えば我々が旅先で同じ宿に入って同じ晩御飯を食べても、とても安上がりに満足する人もいれば、不満たらたらで怒ってしまう人もいるという、そのストレスというのを考えるときに、どうしても受けとめ手のこと、反応性というか感受性というか、そういうことにも配慮していかなければいけないと思っております。環境の整備だとか施設を整えていくという、基準をつくっていくということはもちろん結構なのですが、人に飼われる動物であれば、やはり人との触れ合いを嫌がらないというか、過剰なストレスを感じないで済むような、そういった家畜の育種・繁殖というか、それこそ、その辺は最新の科学の知見がどうしても必要になってくる分野でありますので、そういったことも含めて考えていていただいた方がいいかなというふうに、ちょっと遠い話ではありますが、けれども、感じております。

信國座長 ありがとうございます。先ほど竹延委員おっしゃったのは、要するに例えば面積みたいなものを、ただ1本、その面積の代表というようなことだけでなく、構造と合わせてもうちょっと細かく議論すべきだと、こういうことでよろしいのでしょうか。

竹延委員 そうですね。面積だけの問題ではないと思います。今、生産現場で最も優先的対応すべき動物愛護は、生産の過程で病気などにより死んでしまう豚をいかに少なくしていくかということだと思うのです。その一環として、例えば面積がどの程度、生産性に影響を及ぼしているのか、それは科学的に検証したうえで判断すべきだと思うのです。

母豚が10頭子豚を生んでも7頭しか肉にならなかった、3頭が途中で死んでしまったということが、最も動物愛護に反することだと思うのですが、我々の経験の中から言うと、1頭当たりの飼養面積が広いからといって、必ずしも死亡率が低いとは限らないのです。

これは後でお話できればと思っていたことですが、卵はほとんど国内で生産していて自

給率は高いわけです。その背景の1つとして、それなりのビジネスモデルが確立されていると思うのです。ところが、養豚の場合は、このような飼い方をしていたら消費者の皆さんにおいしくて安全・安心な豚肉を生産できるというビジネスモデルがまだなく、ヨーロッパやアメリカで一定のモデルが確立されているのに比べると、日本は今、宙ぶらりんな状態なのです。もちろん、そんななかでも非常にいい成績で飼っている人もいますが、病気で苦しんでいる人も少なくなくて、両極端が混在する状態なのです。

そうした状況で、たとえ科学的に検証された動物愛護の規制がかけられるとするなら、「あなたの農場は規制がクリアできていないから養豚をやめろ」ということになるわけですが、本当にそれでいいのかなという気もするのです。

私ここ5年ほど、毎年のようにヨーロッパにもアメリカにも出向いて農場を訪問していますが、最近の傾向として、欧米では繁殖部門と肥育部門を分離して豚を飼うことが主流になっています。これが、病気の影響を受けにくい飼養管理体制だということが分かってきているわけですね。アメリカでは、これによって生産規模が飛躍的に上がりました。ところが日本は、同じ農場内で繁殖も肥育も行うという一貫生産が主流を占めている。こういう基本的な生産管理のシステムがビジネスモデルとして確立されていない状態で、そういう状態で一足飛びにアニマルウェルフェアが規制として取り入れられることになれば、生産業界全体に及ぶ大きな混乱にもつながるのではないかと危惧しています。

そういう生産現場の事情にも十分に配慮いただきながら、科学的に必要とされることについては、できることから取り入れていかなければと思っているところです。

信國座長 わかりました。そこは午後議論することいたしまして、いろいろその場その場で御発言いただくとして、この時計文字の 、 、 、それからその中の項立てみたいなものは大体こんな感じでよろしいでしょうか。もしよろしければ、ちょっと早いのですがここでお昼にして、午後は、この項目立てに沿って、個々にもうちょっと論点を、こういう意見をもっと入れてほしいとか、そういうことで御議論を深めていきたいと思います。12時40分に再開ということで、お願いいたします。

午前11時57分 休憩

午後0時40分 再開

信國座長 それでは、時間が参りましたので午後の部を再開したいと思います。

午前中少し入りましたが、論点整理に対する御意見を引き続きお願いしたいと思います。時計文字で3つになっておりますので、それぞれにつき20分ずつぐらい、単純に割ると、その時間しかないのですが、そういうめどで議論をお願いしたいと思います。

まず 番の「家畜のアニマルウェルフェアをめぐる情勢の分析」、1から5までございますが、ここについて自分のこういう意見を前に出したのだけれども、それを入れてほしいとか、こういう視点からの整理も必要ではないか等々ございましたら、お願いしたいと思います。

萬家委員 その意見の前に、一番最初に初歩的なことを再確認させていただきたいのですが、今回の対象家畜に関してなのですが、先ほど高橋委員の方もおっしゃっていたような、範囲に関しては飼養管理から出荷までというか、輸送までということで理解しましたが、動物に関してはレイヤーと豚と乳牛、この3畜種という理解でよろしいのでしょうか。今回に関しては。

信國座長 事務局、どうぞ。

原補佐 今回、皆さん委員の方入っていただくのは、その3畜種について入っていただいておりますけれども、最終的にはこの3畜種だけでなく家畜全体について考えていきたいと思っております。ただ、今回について入っていない畜種の方もおりますので、今回御意見いただくとしたら、この3畜種に限っていただいてもいいかなと思います。今後、ほかの畜種についても適宜入っていただけて考えていきたいとは考えております。

萬家委員 わかりました。そうしたら、この中身で今おっしゃった1番目のところで1つ意見なのですが、先ほど佐藤委員の方からEUのプロイラーのお話を、プロイラーは今度は関係ないかもしれませんが、4種類ほどのグループ分けがあるよと。オーガニックと放牧とアニマルウェルフェアと通常の飼い方と4種類あるということなので、やはりこれは定量的に抑えておく必要があると思います。感覚的に申し上げると5、5、5、85%と言うことを聞いたことがあります。特にオーガニックに関してはニッチであって、5%から10%の間だと理解していますし、放牧に関しては一時ブームみたいになりましたけれども、インフルエンザがあって一挙に減ったというふうに聞いていますので、全体の羽数での把握をぜひよろしくお願いしたいと思います。

信國座長 ほかにございますでしょうか。都丸委員どうぞ。

都丸委員 番に関しましての採卵養鶏業界の一人としての意見としまして、ヨーロッパのEUの規定というものが、我々からしますと科学的に根拠は乏しいのではないのかなと思われるようなことがいろいろあります。食べる文化も、例えば卵を洗わないヨーロッパの文化、放牧したりなんかした卵を、茶色い卵でなければちょっと汚れが目立って恐らく売れないだろうとか、そういうふうな食文化の違いとか、日本のように湿度が高くて6月、7月ぐらいに放牧したところの卵が本当にそんなに大量に出回れるだけの飼育管理ができるのか。それを衛生的に保てるのかというふうなこととか、食文化とか気候とかの、もちろん国土の広さの違いが一番大きいですがけれども、そういうこともあります。

そういうことですがけれども、採卵養鶏業界の大勢の意見としまして、食べ物が充足されてきて、今後は動物愛護のウェルフェアに対応していかなければいけないだろうということは、我々も十分に認識しています。そんな中で、先ほども言いましたように、EUの基準というものがそのまま日本の違った食文化、気候の中に取り込まれてきたのではそれも困るということで、アメリカが行っているような、先ほどはこのくらい関心が余りないということでちょっと安心しましたというお話もしましたけれども、このぐらいの状態から、そちらの方から逆に強制されるのではなく、我々の業界の中で科学的に学識経験者あるいは行政の技術的だけじゃなくて、できれば財政的な支援もいただいて、そのような自主規制をしていながら消費者の方の理解を得ていきたいというふうに今考えているところです。ですから、この番につきましては、まさに我々の考えている、心配していること、いろいろが、この番の中には十分に網羅されているというふうに私たちは思っております。

竹延委員 先ほども申しましたように、採卵鶏の場合はほとんど国内自給できているなかで、ビジネスモデルとしての生産システムが確立されている。これに対して養豚は、半分を外国からの輸入依存しているなかで、消費者の皆さんに安全・安心な豚肉を安定的に供給する生産の基盤まだまだ弱いという現実があります。アニマルウェルフェアの問題も、情報としては海外の動向が専門誌で紹介されることはあっても、業界として議論する段階にまで及んでいないし、個々の生産者の意識がまだまだ成熟していないわけです。そうしたなかで、やはり、これからは動物愛護の問題を業界全体として受け止めて、必要なものについては積極的に対応していくという啓蒙が必要であるということは都丸委員と同じ考えで、こうした流れを無視しては、逆に消費者から、社会から総スカンを食らってしまうことにもなりかねません。ただ、採卵鶏に比べると、少し産業の構造というか意識に

おいても、若干の温度差があるということは、重ねて申し述べておきたいと思います。

亀田委員　　でのことですが、*「情勢の分析」*の中で一番大事なものは、EU、米国、日本、それぞれ歴史的な背景というものが大いに違いがあるので、EUのような家畜との付き合いの長い歴史の中で生まれ育ってきたもの、米国の非常にコストを重視した、合理性を重視した中で育ってきたもの、日本の家畜生産はまだ歴史が浅い中で、生産性のウェルフェア的な感覚の分析というのは、歴史的なものもこの中にぜひ入れてほしいなと思います。

信國座長　　先ほど肉用鶏の放牧の話が出て、インフルエンザの面でできなくなった。要するに物事にはそれぞれ多面性があるということをちゃんと提示しながら議論を深めていかないと、多分佐藤先生の話で、例えば放牧というふうなことで消費者が受け入れたり、その裏には放牧すなわちすべての面でいいのだということが前提になっているのだろうと思うのです。そうではなくて、先ほど竹延委員もおっしゃいましたが、では病気のコントロールという面からはどうなのだというようなこともあわせて議論することによって、消費者の面もありますけれども、いわば経済性とそういうことのバランスというものが出てくるのではないのかなと思います。そこを決めつける前に、きちりどういう問題がある。ヨーロッパとは違うと言われても、ただ違うということを言っても意味がないので、どういう面で違うのだということをきちりお伺いしながら決めていくということでない、ただ歴史が違うのだというようなことを情緒的に言っても、それ自体がまた情緒的なものになるので、そこは気をつけなければいけないのではないかなと思います。

ほかに、増田委員、お願いします。

増田委員　　EUとの比較というのを、感覚的にEUがすばらしいと言ってしまうのはやはり危険だし、私は個人的には日本には日本のアニマルウェルフェアの考え方があって当然だと思います。そもそもEUというのは狩猟民族ですよ。日本は農耕民族として、その中に家畜というのが入ってきて、それが今の畜産につながっている。ドイツなんかでも、うちのおじいさんは出張と畜人だったという人に会ったことがある。と畜とかと殺とか、家畜を殺すということが日常的だった民族と、日本とはかなり違うだろう。又ここで放牧のアンケートを見せていただきましたけれども、日本の場合、放牧はなかなか難しいという条件があって、少ない。では放牧しないと家畜福祉に反しますと言ってしまったらどうなるか。恐らく都府県で酪農というのは成立しなくなるだろうと思うのです。その中で、日本型畜産とか、今畜産をめくっているさまざまなテーマが、このアニマルウェルフェア

という概念を通してきちっと結びつくような手だてを基本にして考えて、それはEUをお手本にすることでもなく、アメリカを見習うことでもなく、言ってみれば日本が育ててきた今の畜産を、それが家畜にとって快適なのか快適じゃないのか。快適じゃないとしたら、どこを改めればいいのか。

もう1つ私は皆さんに申し上げたいのは、さっきから言っています生産者と消費者の乖離を、少しでも近づけるようにしたい。生産者アンケートをみますと、とても厳しい言葉がいっぱいありまして、言ってみれば生産者は消費者をやや敬遠しているような言葉がありますね。「消費者からの意向であれば従わなければならない」だとか。これは主従関係では決してないと思いますのに、こういう言葉で表現してしまうのが現状だと。それから豚の飼養管理に関するアンケートのところで、「イメージ戦略に使われているだけな感がある。安全、健全性に対する誇大イメージ戦略は、消費者無視に等しい」と、これは生産者サイドからの言葉ですね。それから、「産業動物、その他の動物で、アニマルウェルフェアの考え方を明確に分けてほしい」、「これ以上負担になるような規制はやめてほしい」、「とても大切なことだと思うが、現状では費用の負担が大きい」。こういう言葉は、多分に消費者と生産者が近づいてないという言葉だと思いますので、それについてのアニマルウェルフェアの役割というのは一番大きいと感じています。

信國座長 実はず増田委員がおっしゃったことは、生産者自身がアニマルウェルフェアというのをどう受けとめているかの裏返しだと思うのですよね。ここで言えば例えばEU型の規制だとか何かをしゃにむに当てはめていくというイメージを生産者の方自身が持つておられるから、そういうものが消費者の意向としてあるのだろうということで、実は最初からそのところが共通の認識に立っていないという問題なのだろうと私も感じますので、極めて迂遠な方法かもしれませんが、イメージとしても、もう最初から乖離があること自体を問題点の1つとしてとらえる必要があるのだなと思います。

ほかに、いかがでございましょうか。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 番の「情勢の分析」について2つお願いしたいことがあります。1つは輸出国、中国とかブラジルとかメキシコとかがウェルフェアフレンドリーな畜産物を生産しようとしています、その動き、どんなことを考えているのか、調査していく必要があるのではないかとということです。

もう1つは、今回の生産者の調査の中で明らかになったように、8割は多分ヨーロッパの基準に抵触しない程度の、それなりのレベルだと思うのですが、あとの2割ぐらいの間

題がありそうな飼育管理をやっているところの調査をもう少し詳しくしていただけたらいいのではないかと思います。最近、地球生物会議で作ったビデオを見ましたけれども、糞まみれになっている乳牛とか、多分ああいう飼い方をしている農家というのは極めて少ないのしょうけれども、現実にいるわけですし、そういう畜産をどうレベルアップしていくかを検討する必要があるのではないかと思います。

あと、この とは関係ないのですが、放牧のことが話題に出ましたのでちょっと言っておきますけれども、放牧すべてOKという発想はアニマルウェルフェアの検討の中では出てきておりません。私は「畜産の研究誌」で、アニマルニーズインデックスというオーストリアのウェルフェア基準を紹介しましたが、その中では放牧が非常に高い点で評価されています。これはむしろ有機畜産の方の流れでありまして、アニマルウェルフェアという場合は、もっと健康とか死亡率とか、そういうところにも配慮したシステムですので、そういう視点から放牧というのも適正に評価されることになります。ウェルフェア・クオリティ・プロジェクトのチームリーダーと会ってきたと言いましたけれども、そのときにも、あのアニマルニーズインデックスはちょっと偏ってるよねという話を私がしたら、同意してくれました。あれじゃだめだということを確認しております。

先ほど4つの生産システムがあるプロイラーのインテグレーション会社の話をしましたが、アニマルウェルフェアの生産品を出している農家の調査に行きました。その農家は有機畜産と放牧システムはだめだという話をしていました。それらのシステムは疾病率の高さと死亡率の高さの点で問題だという話をして、自分のところでは1棟8,000羽のプロイラー施設を5~6棟持っているということでしたが、そこでのプロイラーの死亡率は1%以下という数字を出してそのようなことを言っていました。

信國座長 どうもありがとうございました。今先生の御発言の中で、有機畜産の、いわばEUだとかアメリカだとかの概念との違いというふうなことがありますけれども、今先生の御発言ですと、例えば有機畜産の流れとも違うという面をそれなりに触れた方がいいということになりますかね。

佐藤委員 そうですね。混同されているところがあるかと思うので。

都丸委員 佐藤先生の先ほどのお話の中でちょっと聞いておきたいことがあるのですが、先生はアニマルウェルフェアの基準にのっとった製品が輸入されたときに、日本はそれに対しての備えをどうするのかということと、ほかの中国とかブラジルとかチリとか、そういうところが輸出していると。私たちが一番心配なのは、例えばヨーロッパの基

準が、それでなければ売ってはいけないという基準であれば、そのほかの国から入ってくるのも全部その基準を満たしたものでなければいけないというルールがあれば、ヨーロッパで現地の生産者もその分非効率になったりコストアップになったりしても、同じ条件で競争ができると思うのですけれども、よその国から入ってくるものは、全くそういうものを無視してコストだけで入ってくるものと、こちらはそういう生産はできない。必ずウェルフェアにのっとった意味でちょっとコストアップになってしまう。そういうふうな競争を強いられているということなのではないでしょうか。

佐藤委員 貿易障壁についてはWTOの話です。2000年にEUが非貿易的関心事項としてアニマルウェルフェア問題を提案しました。それは、ほかの国から無視されていたわけですが、EUのアクションプランの中で、ことしもう一回議論を盛り上げるという計画を出しております。その話もECに行ったときに聞いたのですが、やっとチャット会議をつくるところまで持ってきたと言っております。今まで無視されてきたけれども、いろいろな国がそれに参加してくれるようになったので、これからだという話をしていました。ですから、このウェルフェア基準でなければ貿易品として受け入れませんよなんていうのは、多分WTOの中で認められるにはまだ時間があると思います。ウェルフェア・クオリティでラベル化していくわけですが、これ以下はだめとかそういう形ではなくて、

とか、そんな形でウェルフェア産品を作ろうとしているわけです。それを輸出してくればEU内で結構売れるのではないかという宣伝を畜産物輸出国にしているみたいです。

都丸委員 ではその規制があるのではなくて、将来そういう可能性があるという。

佐藤委員 EU全体としてウェルフェア・クオリティの基準を今つくっているわけですが、ボランタリーの基準もあるわけです。イギリスにはフリーダムフーズという、RSPCAが出した基準とか、CIWFの基準があります。いろいろな基準があって、それぞれに別のラベルが張られているわけです。あわせて生産者団体も今自分で自主規制をやるようになっています。そこでもまた違う基準が使われます。それぞれ自分らの基準はこうですよということで開示しながら製品が並列されてくる。私が一番心配しているのは、ヨーロッパに輸出していく国が、ウェルフェア関連の研究を始めていて、そこで生産されたウェルフェア産品がヨーロッパだけでなく我々のところにも出されてくることです。その基準は、今までヨーロッパが、理事会指令として出してきたような、面積がどうだとか施設だけの話ではない。家畜が健康かとか、家畜がきちっと正常に歩くかとか、けがしてないかとか、異常行動しないかとか、そういう家畜の反応がポイントなのです。それの方が消費者には

理解しやすいと考えられているのです。そういう基準を情報開示しながらウェルフェア産品が出てきたとき、日本でも、ああ、そっちの方がいいよねということにならないかということですか。

竹延委員　　の5のところ、「諸外国の動きが我が国の畜産物市場に与える影響をどう見るのか」というのがあり、その 番についてです。

2010年にヨーロッパからアニマルウェルフェアに対応した認証を受けた畜産物が入ってくるので、それまでに日本でアニマルウェルフェアを確立しておかなければならないという指摘がありますけれども、豚の場合は、例えば日本の豚肉は、テーブルミートとしてフレッシュで多くが消費されているわけですが、ヨーロッパからは、ほとんどが冷凍品として輸入されています。そういうなかで、アニマルウェルフェアの認証シールが貼ってあるからといって、本当に消費者は国産からそっぽ向くのかなと私は疑問を感じます。

消費者のアンケートでも分かるように、消費者は、豚がどのように飼われているかということよりも、安全・安心を重視している。ですから、2010年に先に期限を決めて早急に対応していくというところまで必要に迫られているのかということ、そうではないと思うのです。ただ、我々は動物を扱う仕事に就いている者として、どんどん意識を高めていくということは、必要なことです。

全米豚肉委員会などが書いているものを読んでみても、要は、豚をどう大切に育てていくかとか、病気になった豚にどう適切に対応してやるとか、毎日世話をきちっとしてやるとか、どちらかという、ストックマンシップというのですか、そういう管理に当たる専門家としての仕事に対する基本的な姿勢が重要だということだと思っております。決して、飼養面積とか、数字で示したりできる規制がすべてではないのです。ですから、私としては、2010年という期限にこだわることなく、もっと本質的な部分をじっくり考えながら取り組んでいければという気がしています。

亀田委員　信國座長がおっしゃるとおり、有機物とアニマルウェルフェア物とどうも誤解されやすいところがあると思うので、やはりアニマルウェルフェアとは何かですね、はっきり明記する方がいいと思うのです。有機の世界はもっと広いことをトータルで求めていますけれども、アニマルウェルフェアはそれほど広くはないと思いますし、そこで混同してしまうと、もう値段が膨大に高くなってしまわないかとか、そういう要らぬ心配までする必要になると思いますので、そのことをはっきり一番最初に解決させてあげておいた方がいいような気がしますので、日本の有機JAS規格の中にはまだアニマルウ

エルフェアの精神が入っていませんので、そのことを検討してもらおうという形の方がいいのではないのでしょうか。

増田委員 今養豚の立場でおっしゃられたのを聞いていて、私は立場が立場ですから、消費者の目線で言わせていただきますと、豚がどういうふうにして心地よく飼われているかとかいうのを消費者は知らないのですよね。なぜならば、今養豚の現場って見学で伺ってもなかなか入れませんね。白いのを着たりあちこち消毒したりしてようやく入れていただける。それで、私はたった一度しか養豚場を見せていただけていないのですけれども、何とか母豚はステンレスの床暖房で子豚にお乳をやっていたのを見てびっくりしたのです。このアンケートのところに写っている写真を見て、ああ、そうだったなと思って思い出していたのですが、消費者は知らないのですよね。ですから、アニマルウェルフェアを早く進めるのはちゅうちょする思いもおありかと思えますけれども、私はまた、くどいようですが言いますが、アニマルウェルフェアというものを通して消費者にとって、例えば養豚、養鶏がどういう状態で営まれているか、飼われているかということを見せてくれるチャンスなのです。

それから、半分が輸入なのが、私どもが食べている豚肉だというふうに聞きましたけれども、日本の食文化の視点で見ますと、輸入の豚肉というのは加工に回る場合が多いようですけれども、一部テーブルミートとしてもスーパーに並んでいます。食べ比べると日本の豚肉は美味しいのです。ですから、豚肉に関して言えることは、日本の養豚とか豚肉とかというのを上手に消費者にアピールする手だてをつくってまいらなければいけない。そんなふうを考えます。

信國座長 私が余り意見を言うべきじゃないのかもしれませんが、先ほどの2010年の話は、まさに後で2番目の議題でも出てきますけれども、一種のイメージ戦略を伴って入ってくるものがある。それにいわば国産としてどうアピールしていくかということ準備しておく1つの目安として、佐藤先生から前回お話があったのだと思いますので、2010年というそこまでに何が何でもということよりも、好むと好まざるとにかかわらず、やはりそういう対比されるものが来るのだという意識で受けとめたらどうか。ですから、2010年に意味があるのではなくて、そういうものが来るのだということを前提にどういう対応をしておくのか。今増田委員もおっしゃったように、消費者へのアピールが必要なのではないかなと思いますけれども。

時間の関係もありますので先に進めさせていただきたいと思います。 番目で、「整理が

必要と思われる課題』。ここも先ほど来、一部出ていますが、日本型アニマルウェルフェアをどのように考えていくか。今のところではよそとの対比でしましたけれども、今度は日本の中での中身をどう整理していくかということでございます。御意見。石井補佐どうぞ。

石井補佐 まず皆様に御議論いただく前に動物愛護管理法に関する記述について補足の説明をさせていただければと思います。の1の(2)のでございますが、家畜(産業動物)は、終生飼養される動物でないことから、動愛法の概念から切り離してというご議論をいただいておりますけれども、動物愛護管理法には、飼養される動物の虐待の防止と、適正な動物の取り扱いが基本になりますので、終生飼養されるペット動物もそうでない産業動物も含めて適正な取り扱いを推進すると同時に人に迷惑をかけないということが法律の目的でありますので、動物愛護管理法の概念から切り離すというのは特に必要はないのではないかなというところがございます。どちらかという法律がどうだということではなく御議論をしていただければと思います。失礼いたしました。

信國座長 どうもありがとうございました。ということで、これは恐らく終生飼養されるということではないということとして、つい「愛護法の概念とは切り離して」と、こう言ってしまったのだらうと思うのです。

に關しまして。これは第1回目のとき私もちょっと一言言ったのですが、表現するのなかなか難しいのですが、市場性云々と言ったときに、輸入物と国産というふうなことで、それは同じ豚肉の世界なのかもしれないけれども、どうも市場のとらえ方というのは狭くとらえると鶏卵は鶏卵、豚肉は豚肉ということになるけれども、こここのところの市場性というのも議論の仕方によっては魚との競合であるとか、ほかの食品との競合であるみたいなことなのだけれども、第一義的にはやはり対応する個別のものという中で議論をしておいた方が無難でしょうかね。どうでしょうか、萬家委員。

萬家委員 それでいいと思います。

信國座長 増田委員お願いします。

増田委員 よく言われることなのですが、消費者はペットと経済動物を同じ目線でとらえて、こんな飼われ方をしてかわいそうだとかと言うというふうに生産者に対して言われるのですね。ですからこここのところでは、経済動物、産業動物とペットは違うのだよということをきちっとどこかで言わないと、どうも頭の中でごっちゃにしちゃったり混乱しちゃったりというのは、わかっているようなつもりでもあると思うのですが、

信國座長 亀田委員、お願いします。

亀田委員 消費者サイドからそういうふうに意見が出てきたので、私は常々自分はこういう牛たちをこういう生産でやっていますよということを出前で教えているのですけれども、よくイベント等で子牛などを連れていきますと、1カ月、2カ月の子牛ですから、特に乳牛は生産性の高い乳牛ほど骨張った、がりがりなんですね。肉ついてないのですよ。でも消費者の皆さんはペットと同じ感覚で、すごくやせていてかわいそうということしか言わないのですね。これが普通なのですよと言っても、なかなか聞き入れてくれないところがあります。それはやはり、立場の違いということが大いにあると思うので、消費者のサイドにも、産業動物とペットとの違いみたいなことでわかりやすく書かれた方がいいと思いますし、さらに我々もわかってくれないからというのではなくて、壁をそこに置いてしまうのではなくて、我々もこういう飼い方をしているよということ、特に酪農はある意味、見せるということも今始めていますので、酪農は一步先んじていますけれども、ほかの鶏、豚にも衛生的なこと、防疫的なこともありますけれども、生産方法をもっと消費者に知ってもらおう、生産者の方から歩み寄ろうというようなことが大いにこれから必要ではないかな。特に「好ましい普及・啓発のあり方」という中には、そういった姿勢みたいな、生産者も消費者もそういう、ともに歩み寄るような形の方法というのが必要だろうと思います。

信國座長 ありがとうございます。そうですね、私の乏しい経験からいけば、群飼いすれば除角してないとどうしてもけががふえるとか、我々飼っている側は当然のことと思っていることでも、それを消費者の方は除角している現場を見せれば、かわいそうという気がどうしても出てくるのだから、そういう長い目で見てやはり必要なものは必要なものとして説明するというのは重要なのかなと思います。

ほかにございませんでしょうか。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 私は余り産業動物、経済動物とペットが違うという考えは持っていません。イメージとしては違いはあるのですが、アニマルウェルフェアという視点は、前にも言いましたように5フリーダムズに集約され、その点では違いはない。5フリーダムズは終生きようが短時間生きようが同じように重要です。ぶくぶく太っているペットがよくて、適正な栄養管理をされていることで、ある程度骨張っている乳牛がだめということではない。ペットは太っていることで生活習慣病かもしれない。何がアニマルウェルフェアかきちとした科学的根拠、なぜこれが正しい飼い方なのかという科学的な根拠を出せば消費

者の方には理解していただけるのではないかと私は思っています。

除角にしても、肥育牛の農家はもうほとんど除角しないわけで、飼いようによっては除角なしでも飼えるわけです。それでもけんかが起こって極めて問題だということならば、当然除角するというのもウェルフェアを改善します。ヨーロッパでも、問題が起きて環境的に幾ら整えてもさらにまだ問題が解決出来ないという場合は、アニマルウェルフェアという視点から当然除角が勧められます。けんかで負けた個体のウェルフェアが著しく損なわれるからです。科学的な根拠を持って説明すれば、イメージでペットと経済動物は違うということなのですけれども、同じようにとらえられると思っています。

ですから、 番目の「整理が必要と思われる課題」の中では、2番目の「我が国での普及・啓発のあり方」ということで、消費者にも、生産者にも、アニマルウェルフェア研究の成果とはどういうものなのかということを示していく必要があるのではないかと考えています。

高橋委員 今までの議論を聞いて、資料5に関連し、最終的な報告書のイメージなのですけれども、本質的にはちょっと関係ないかもしれませんが、時計文字の で情勢の分析をして、時計文字の で課題を整理して、 が今後の方向という項立てで報告書はまとまるとしたら、 のところで情勢の分析といいますか現状を言うときには、まさに のところでどういう展開方向があるかわかりませんが、今の現状をここでちゃんと整理するというのであれば、今アニマルウェルフェアというのはどこまで - 科学的な面が必要だという意見が多いというふうに私も理解しているので、そうしたら日本の現状はなかなか書きづらいかもしれませんが、 の現状のところに学問的な、そんな現状もあってしかるべきかなと。 の議論のときに言わなかったのですけれども、そういうことが必要で、今この論点整理だけ見ると、アンケートというところが のところにずっと出てきているのですけれども、現状認識という意味では、このアンケートは最終的なまとめの中では「情勢の分析」とか現状のところに入るのが、ストーリーとしてはわかりやすいのかなという感じはしたのですけれども、本質とは関係ありませんけれども、まとめ方という意味ではどんな感じなのでしょう。

酒井室長 今回の論点整理の中で、アンケート結果を委員の皆様の開示して、意見お聞きして反映するという作業を行っていないので、数字の上でこういう傾向だと言えるものだけを書き込んだということでございます。したがって、おっしゃるとおり時計文字 の4のところで、「日本におけるアニマルウェルフェアへの対応状況をどのようにみる

か」という中に、当然生産者の対応状況の分析も必要ですし、一部には消費者の見方というのを書かなきゃいけないのかもしれませんが。そういう意味では、これはまだ途中段階です。未整備の部分があるというふうに御理解いただいたらいいと思います。どんどん意見を出していただいて、よりよいものにしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

竹延委員 産業動物と家庭動物の区分というのは、私はやはり必要なことだと思っています。例えば、私ども酪農もやっているのですけれども、子供たちから、「牛は牛乳を出してくれて、それをのめるからいいね、でも豚はお肉にするとき殺しちゃわなければいけないから良くない」という印象を投げかけられたとき、なかなか答えづらいところがあります。それこそ、今現実に、お肉も魚も、スーパーでパックにスライスされて入っているものしか知らないような子供が増えているなかで、お肉にするという過程、さらには、お肉にできない経済的な価値を失った豚を処分するという“グッドデス”の対応をきちんと説明して理解を得ていくためには、病気をしても家族同様に最期まで看取って悲しみを共有するような情緒教育の役割も担う家庭動物とは、分けて対応を考えるべきだと考えます。

アメリカの『ケアハンドブック』の「はじめに」のなかで書いてあるのは、「本ハンドブックの目的は、養豚業者に安全、人道的で効率的な養豚のために推奨される豚の飼育方法に関する最新情報を提供する」かいてあります。ここには、「安全」、「人道的」、そしてもう一つ「効率的」というキーワードが入っています。豚が、経済動物であるという前提でアニマルウェルフェアを考えていかないと危険なことになるという示唆だと受け止めますが、そうした観点から、産業動物と家庭動物は、何らかの形で分けて整理していく必要があると思います。

信國座長 そこは、分けなければいけない部分と共通の部分というのがあるということなので必ずしも対立した概念ではないと思うのですね。そこは整理していただくことが必要だと思います。

ほかに、いかがでございますでしょうか。亀田委員。

亀田委員 の3番のコストの関係なのですけれども、この項目を入れた方がいいのか、まだちょっと早いのではないかなという気がするのですが。快適性を追求してコストが上がるのだという考え方は、ちょっと時期尚早かなという気がするのですが、お考えいただければと思います。

酒井室長 あえてこの項目を立てましたのは、私どもの第1回目の資料の提示が価格の

問題を示すような資料だったこと、また、そういう議論があったことから、その議論は、ほかと分けて書いておいた方がいいと思って、あえて項立てをしたということです。そういうのは自明だとか早いとか、色々あれば、最終報告の方から項目を外すなり、別の項目の中にさらっと書くなり、そういう表現の仕方があるというふうに考えております。

亀田委員 最初からコストが上がるのだという考え方と、この議論を進めていく上でコストが上がる部分もあるということであればいいかもしれませんが、この項目だけズバツと入れてしまうと、もう本当に有機JASと同じような考え方になってしまいますので、誤解を生じやすいのではないかなと思います。

信國座長 そのほか、いかがでございましょうか。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 コストの問題は、松木委員がかなり調べていると思います。どういう形でウェルフェアコストを吸収しているのか、ヨーロッパでどうやってそれを吸収してきたのかを多分調べられていると思います。それは日本に直接当てはまる話ではないけれども、情報ということで書いてもらったらいいのではないかなと思います。

信國座長 一般的な言い方をすれば、ウェルフェアを先ほどから申し上げているように単独で取り上げるのではなくて、高い基準といいましょうか、無理な基準といいましょうか、それをすると、どうしてもコストの問題が出てくるので、それは例えば消費者の人にもはね返ってくるのですよというふうな意味で、やはりどこかでは取り上げるべきだろうと思います。ただ、亀田委員おっしゃるように、上がるものという前提の議論はある意味やめた方がいいのかなと。逆に言うと、コストが上がらない中でも取り組むべき道がまだあると思うので、バックとしてそういう問題があるということで、どうもやはり前面に出して議論する段階ではないなという気はいたします。これは亀田委員の意見を参考にしながら、整理してもらいたいと思います。

あと、「普及・啓発のあり方」についていかがでございましょうか。消費者アンケートを見ても、動物愛護その他には関心があるとしても、そのことと必ずしも産業動物のウェルフェアとは結びついてない。生産者の方も、非常に警戒感を持ちながら実態については必ずしも認識が共有化されていないというような問題があるのですけれども、ここについて、こういうことにもっと触れるべきではないかというようなことがございませんでしょうか。食育との関連で少し啓発したらどうかという話があるのですが、増田委員いかがでしょうか。

増田委員 余りちゃんとまとまっていないのですけれども、今「食育、食育」と、言葉

だけが飛び交っていますけれども、私は個人的には、これは1つの食農教育、食育イコール食農教育だと思っています。中でも畜産の役割というのは大きいと思うのですね。前回もちょっと申し上げたように、命の教育ということが今まで遠ざかっていたというか、欠落していたので、今人間の命を軽視するような無残な事件が起こったりしていることもあるのではないかというふうに思っています。命の教育といたらもうアニマルウェルフェアの出番だと思うのです。アニマルウェルフェアということについてある種の取りまとめがついて、きちっとしたものを、マスコミを通じて出せるようになったときに、そういう役割を書き込むか書き込まないかは別にしても、この役割を軽視したくない。関係団体とか関係機関が取り組んでほしいと思うのです。

信國座長 ありがとうございます。あと、時計文字 の4のところ、用語の問題で、このウェルフェアをどういう呼び方にするかというふうなこともございますので、直には出ないかと思えますけれども、もしこういう使い方をしたらどうかという意見がございましたら、また寄せていただきたいと思います。

時間の関係もございますので、時計文字 「今後の取り組みの方向」ということで、このものについての御意見をお願いいたします。萬家委員、お願いします。

萬家委員 今後の取り組みに関して、先ほどの啓発活動のところにも、ここにはないかもしれませんが、絡んでくる大きなアクションの1つだろうと思っていますけれども、私もすごく苦慮というか悩みというか、わからなくなっているところが、PRすることについては皆さん総論賛成なのですね。ただし各論になったら、一体具体的に何するのというときに、本当に1から10まで国民の1億2,500万人に畜産の実態を全部知らしめることが正しいことなのかどうかという基本的な問題に関しては、恐らくそうではないだろうという意見が多かろうと思うのです。

それでは最低の情報ってどれだけあるの、あるいはどれだけ提供しておいた方がいいのという話でやっていった場合に、アメリカが多分もしかしたら典型かもしれないのですが、アメリカのイリノイとかあいう真ん中あたりは、まさしく畜産に直結しているのが子供の教育なのですね。豚があると、豚の展示会に子供を連れてきているわけで、まさしくあれは教育といえば教育なのですね。それが日本の場合、当然そうじゃないし、一部都道府県、畜産県だったらそれはあり得るかもしれませんが、都市に住んでおられる子供たちにわざわざ遠足で連れていくことについての現実感というか、実現性というのはどうなのかなということを考えるならば、アニマルウェルフェアということをもし前

面に出していくとするならば、国として政府広報みたいな形で、今の国産肉 - 農水省さんとして、国内畜産の発展ということを農業白書にびっしり書いておられるわけですね。それを両方合わせ持たせるのであれば、広報活動の中に国内畜産というのはこれだけすばらしい安全安心システムをやっているのですという形の中に、アニマルウェルフェアというものを入れられたら、比較的アクションとしてはクリアになるのかなというふうに個人的には思っております。

それから、先ほどのネーミングのところですけども、私は個人的にはこのネーミングでよろしいかと思えます。本来四文字熟語みたいなのがあったらいいのでしょうかけれども、先ほどちょっとどなたかおっしゃっていた「愛護」という言葉は、往々にして誤解を招くと思えますので、「快適性」という言葉で結構かと思えますので、コメントしておきます。

信國座長 ありがとうございます。都丸委員、お願いします。

都丸委員 私も今回のこの議論の中で、有機と動物のアニマルウェルフェアを自分自身混同していたなということを思っております。そして、いろいろ御指摘を受けまして、我々採卵養鶏なんかですと、すぐ、あんなに狭い中でたくさん飼ってとか、1日じゅう電気つけてとか、抗生物質づけになってとかというふうなことを一般の人たちが、この間、細木数子がそんなこと言って大問題になりましたけれども、そういうふうなことを誤解されているのではないのかなというふうな被害者意識というのですか、そういうものも確かにあると思えます。ですから、今回のこのアニマルウェルフェアを検討するに当たって、そういうふうな誤解を解くという意味合いもあって、有意義なのではないのかなと思えますけれども、萬家委員もおっしゃいましたけれども、ではそれを受け入れる側の国民の理解がどの程度あるのかな、それをちゃんと科学的に判断して自分の食生活の維持と産業動物とのかかわり合いをどの程度理解していただけるのかというところの温度差を、ぜひ離れ過ぎてしまわないで上手に我々も、もちろん産業としては一生懸命やるつもりでいるわけですから、それに真剣に取り組もうとしているわけですから、その辺を上手にしながら説明していただけたらと思えます。

信國座長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 まあほとんど同じなのですけれども、畜産というものが国民というか消費者にほとんど知られてない。実際には畜産物をかなり食べているわけで、畜産というものの消費者への宣伝といえますか、アニマルウェルフェアに絡めて畜産の重要性も一緒に宣伝

していく必要があるのだらうと思います。

ヨーロッパにこの間行ってきましたが、実はヨーロッパも同じ状況です。輸出国から当然安いウェルフェア産品が来るかもしれない。そのとき、多分ヨーロッパの連中は、ヨーロッパの　　を買うだろうし、期待しているということです。同じ土俵だったら、

の国産を買ってもらいたいということです。日本において畜産がいかに重要な産業なのかという教育もあわせて、あるいは環境保全とか農業の多面的機能とかの重要性も絡めて消費者に宣伝していくという、そういうことをやったらいいのではないかというふうに思います。

竹延委員 アニマルウェルフェアの啓蒙に関しては、もちろん、消費者に養豚産業の実情を理解していただくことも大事ですが、一方で、我々生産者自身として、豚に愛情を持って接し、扱っていくという意識づけをしていくことが必要だということです。外に対しての啓蒙だけでなく、内に向かったの啓蒙ということでしょうか。そういう意味では、先ほども引用しましたが、アメリカの『ケアハンドブック』は非常にいいツールで、我々も大いに参考にすべきだと思います。

11月に私ドイツに行ってきたのですが、そのときに、ドイツには養豚でもマイスター制度があって、そのマイスターの資格を持っている農場に養豚の後継者が研修に行って、豚を飼うことを、学校に週に1回通いながら、受け継いでいるということでした。日本ではなかなか難しいことかもしれませんが、そうした制度のなかで、生き物を大切にする精神が培われ、そうした意識の元での管理を行うことで、結果的には生産性も上がっているということでした。ですから、啓蒙の対象は、消費者だけではなく、我々生産者も、自らの意識を転換していくことが必要だと思うのです。

信國座長 その点に関してですが、例えばこういう報告書なら報告書の中に、生産者団体としてもそういう取り組みをすべきではないか、あるいはしてほしいというようなことを書いたときに、どうなのでしょう。採卵養鶏なら採卵養鶏、養豚なら養豚、養豚も幾つかに分かれるのかもしれませんが、それを受け入れる素地といいましょうか、これはちゃんと出されればそういう検討体制なり、業界内でもそういうことを議論する場というのはつくれるというぐあいに、我々として考えていいのかどうかというのを伺いたいのですが。

都丸委員 事採卵養鶏業界に関しましては全く問題ないと思います。我々がアニマルウェルフェアと聞いて一番直結するのは、EUの、あれでは困ると。あれだけは非科学的だ

し困ると。それを我々が団体としてきちっと説明責任を果たしてやっていかなければ、自分でリーダーシップをとってやっていかなければならないという意識はもうみんな統一して持っています。

竹延委員 強い採卵鶏と、弱い養豚ということになるのですけれども、先ほどもお話ししたように、アニマルウェルフェアの流れについては、畜種は関係なく、避けては通れない問題になっていると思います。ただ、その受け皿として、養豚まだ、遅れているということで、そのことを認識したうえで議論していくべきではないかということです。ヨーロッパ的な対応、規制の流れについても、日本の環境のなかで適当なのか、科学的な検証が必要です。また、様々な形態や規模の生産者がビジネスモデルをいまだ模索している段階で、座長がおっしゃられたように、「生産者団体としても取り組みをすべきではないか」というような文言を報告書の中に盛り込むかという点については、私は今の段階では申し上げられないです。もう少し、持ち帰って議論させていただきたいと思います。

信國座長 だけど、逆にまさにそのことに取り組むかどうかも含めて、どういう取り組みをするかということで、業界内にそういう意識を認識するためには、むしろ盛り込んでおいた方が対応しやすいと、こういう理解でよろしいですね。

竹延委員 そうですね。

信國座長 佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 アンケートを見ても、生産者の方はストレスをかけないで飼いたいと思っています。しかし、そのストレスのイメージが、環境生理学とか栄養学とかの知識をもとにしたストレスだけなのです。行動学が出てきてから、ストレスとして違うものがありますよということが明らかになってきて、そしてアニマルウェルフェアにつながっていくわけです。今まで考えてきたストレス以外にもストレスがあるということを理解してもらえるような情報の提供が必要だろうなという気がしています。それに対して、多分生産者の方も、それなりに対応できる場所があると思います。完全に対応するのはなかなか大変でしょうけれども、対応する方向を向くということが重要なのではないかと思います。私はアニマルウェルフェアの話をするときに、よく言うのですけれども、アニマルウェルフェアとは実は行動学が出てきてからの精密飼育管理なのです。ストレスがもっとあるよということがわかってきて、それにも配慮した精密な飼育管理です、管理技術ですということです。そういうことを理解してもらえるような情報を出していく必要があると思います。

竹延委員 一言だけよろしいですか。

信國座長 はい、どうぞ。

竹延委員 例えば、今、養豚の場合に、ロース芯にサシを入れるために、必須アミノ酸のレベルを要求量の70%くらいに抑えるという研究が紹介されています。しかしこれは、豚にとっては栄養の充足量を、豚に最大の発育をもたらす量よりも抑えるということであり、発育能力を最大限発揮させようとするアメリカの科学的判断からすると、アニマルウェルフェアに反することになるわけです。私どもからすると、サシの入ったおいしい豚肉を食べたいという、言わば人間のエゴではあるのですが。去勢にしても、肉が臭くなるという理由で行うエゴではあるわけです。そんなことを、佐藤先生のお話を聞きながら感じたわけですが、いかがでしょうか。

佐藤委員 充足しないというけれども、体重が減っていくとか病気になるとか、そういうレベルではないわけですね。

竹延委員 それはいいですね。大きくなるのを、能力があるのに抑えると。

佐藤委員 そういう飼い方をされることによってストレスがかかるかどうかです。この飼い方に関連してストレスがかかるとしたら、腹が減るということではいららすということが考えられます。ですから、対応としてはがさのあるもの、栄養濃度を下げたものをさらに加えれば、その点は満たされる可能性があるわけです。アニマルウェルフェアってそういうことなのです。いららすことはストレスになるので工夫しましょうということです。

亀田委員 佐藤先生のおっしゃるとおりよくわかるのです。特に乳牛の場合は、もうかなり前からカウ・コンフォートと言いまして、牛の快適性という形で研究が進められて、牛の行動学が研究されまして、なかなか今までにない、例えばストールを前に境がない方がいいと言われていた時代もあったのですけれども、今は幾らか緩やかな傾斜があって、枕のような状態にした方が牛は快適なのだという研究が行動学の中からわかってきました。それは牛のある意味枕だという感覚が出てきましたよね。科学的な行動学を研究、今後の取り組みの中ではそういう科学的なデータをどんどん公開して欲しい、公開する必要があるということも含める必要があるのではないかなと思っています。

信國座長 そこらは個別に入るといろいろ大変だろうと思いますが、まさに研究体制の充実、研究体制と産業の連携のあり方みたいな形で、何か整理していただければいいのではないかなと思います。

竹延委員 国内で研究もされてないことが、どんどん制度だけいったらおかしくなっちゃいますよね。

信國座長 だから、むしろそういう意味で研究分野としての位置づけもやはり片一方で行わなければいけないだろうと思いますので。

予定の時刻を若干オーバーしているのですが、では増田委員、最後をお願いします。

増田委員 今のお話聞いていて、どんどん穴に潜って行ってしまっただけで大変なことになるのではないかなと思っているのですけれども。というのは畜産というのは結構企業秘密みたいな世界があるようで、私が見聞きしている範囲でも、きょうの事例には出てきておりませんが、肉牛のサシを入れるためにビタミン何とかを落とすとか、カルシウムを少し落して肉の色を上げるとか、うそかまことか知らないですけれども、言われているようなことがあると思うのです。それもあれも含めて、えさによる飼養管理のところ、随分ノウハウ、企業秘密に近いところがあって、それは厳密に言うと、いわゆるアニマルウェルフェアからは遠いところにあるように思う。そうすると、ますますこのテーマというのは深い研究、学識が必要になって、難しい暗礁に乗り上げてしまうような感じがします。

信國座長 浅い知識ですが、ビタミンの制御、これは二面性がありまして、ある程度サシを入れるためには余り多過ぎてはいけません。かといって、では少なければいいかということ、少ないと障害が起きます。そういう面で、ビタミンAをある程度コントロールをしている。だけど実際のやり方は、稲わらをどのぐらいの時期からやるかとか、そういう問題だろうと思いますので、必ずしも企業秘密ではないと思いますけれども、そういう問題はやはりそれぞれの畜種においてそういう非常にセンシティブな問題を、業界としてどう位置づけていくのかというようなことも、回答までは得られないかもしれませんが、そういうことについて業界できっちりガイドライン等をつくるべきではないかというような提言は必要なのではないかと思います。よろしいでしょうか。

(5) その他

信國座長 では時間が参りましたので、最後のその他ということで、今後のスケジュールについて事務局の方からお願いします。

木村部長 今後のスケジュールでございますけれども、酒井室長のごあいさつの中にあ

りましたけれども、まず第3回目の勉強会を3月に行いたいと考えております。年度末のお忙しいときとは存じますが、日取り等につきましては後日調整させていただきたいと思っております。

また、次回が本年度の最後の勉強会になりますので報告書をまとめなければなりません。本日いただきました御意見、質問等整理するとともに、これまでいただきました御意見をもとに、家畜のアニマルウェルフェアの考え方について報告書の素案をお示しし、勉強会として取りまとめをしたいと思っております。

なお素案につきましては、座長に相談させていただきながら作成させていただき、その後、各委員の皆様とすり合わせをして第3回の勉強会に出してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

信國座長 ということでございますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

信國座長 それでは、ただいま事務局からありましたようなことで、今後取り進めさせていただきたいと思っております。終了の予定ですが、最後にどうしても全体を通して言っておきたいということがあればと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の勉強会を終わりたいと思っております。委員の皆様には大変忙しい中、御出席の上、貴重な御意見を聞かせていただきましてありがとうございました。事務局の方におかれましては、本日の議事概要の取りまとめにつきまして取りまとめの上、後日ホームページ等で公表するということをお願いしたいと思っております。また、先ほどお話にもありましたように、次回の開催につきましては事務局より追ってお知らせするということをお願いしたいと思っております。また、素案をできるだけ早くお示しをしながら、それぞれに個別の委員の皆さんと意見の調整をしながら最終的なものにまとめていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

4 . 閉 会

田谷専務 本日は大変お忙しい中ありがとうございました。また、3月の第3回の日程等御連絡いたしまして調整させていただきます。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

酒井室長 最後に、私の方からも御礼を申し上げたいと思います。貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。特にアニマルウェルフェアで家畜、畜種ごとの共通部分と、畜種ごとに分けなければいけない部分と、それについてしっかりと書き分けて、素案をつくりたいなというふうに感じた次第でございます。

本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後2時00分 閉会